

第3次安芸高田市 子ども・子育て支援事業計画

～こどもたちの 夢と未来がふくらむ 安芸高田～



2025年3月
安芸高田市

はじめに

未来を担う子どもたちの健やかな成長と、子育て世代の皆様が安心して暮らせる社会の実現に向け、「第3次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第3次計画」という。)を策定しました。

本計画は、本市の子育てを取り巻く状況や課題を踏まえ、子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つことができる環境づくり、そして子育て世代が安心して子育てできる社会の実現を目指すものです。

近年、人口減少や少子高齢化が進み、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。本市においても、子育て世代の負担軽減や子どもたちの成長を支援するため、様々な取り組みを進めてまいりました。

第3次計画においても、「こどもたちの夢と未来がふくらむ安芸高田」という基本理念を踏襲し、基本目標として「子育て家庭への支援の充実」、「地域で支える子育て環境の整備」、「安心して子どもを産み育てる環境の整備」、「次世代の親の育成」を掲げ、具体的な施策を展開していきます。妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を提供し、安心して子育てのできる体制を推進します。

子どもたちは、社会の未来を担う宝です。子どもたちが夢と希望を持ち、未来に向かって羽ばたけるよう、支援してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、安芸高田市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様や関係機関・団体の方々から、ご意見や提言をいただきましたことに心から厚く御礼申し上げます。

2025年3月

安芸高田市長

藤本悦志



目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	計画策定の体系	3

第2章 安芸高田市の子育てを取り巻く環境

1	人口等の状況	4
2	労働の状況	10
3	子どもの生活状況(子供の生活実態調査)	11
4	児童人口等の推移	13
5	子ども・子育て支援事業の利用実績	16
6	子育て支援に関するアンケートの調査結果	23
7	現状課題と評価に基づく今後の方向性	34

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	36
2	計画の基本目標	37
3	施策の体系	38

第4章 事業量の見込みと確保方策

1	区域設定の考え方	39
2	保育の必要性の認定	39
3	教育・保育の見込みと提供体制	40
4	教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	44
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	45

第5章 行動計画

基本目標1 子育て家庭への支援の充実	56
基本施策1 子育て支援事業の充実	56
基本施策2 教育環境の整備	58
基本施策3 子育て家庭への経済的支援	60
基本施策4 ひとり親家庭等への自立支援	63
基本目標2 地域で支える子育て環境の整備	64
基本施策1 子育て支援のネットワークづくり	64
基本施策2 子どもの居場所づくり	65
基本施策3 仕事と家庭との両立の支援	66
基本施策4 子どもの貧困対策	66
基本目標3 安心して子どもを産み育てられる環境の整備	67
基本施策1 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供	67
基本施策2 相談体制の充実	71
基本施策3 障害のある子どもへの支援	72
基本施策4 安全・安心な生活環境の整備	75
基本施策5 児童虐待防止対策等の強化及びヤングケアラーへの支援	77
基本施策6 子ども・若者の自殺対策及び犯罪対策の強化	78
基本目標4 次代の親の育成	79
基本施策1 家庭や地域の子育て力の向上	79
基本施策2 多様な体験・ふれあいの機会づくり	80
基本施策3 健全育成の推進	81

第6章 放課後児童対策の推進

84

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制と進捗管理	86
2 計画の広報・啓発	86

資料編

資料1 安芸高田市子ども・子育て会議条例	87
資料2 安芸高田市子ども・子育て会議委員名簿	88
資料3 策定経過	89

1 計画策定の趣旨

近年、我が国の子育てを取り巻く環境は多様化し、複雑化しています。さらに、地域における少子高齢化が進む中、子どもたちの健やかな成長を支えるための環境整備や地域全体で子育てを支える体制の構築が求められ、子ども・若者へのアウトリーチ¹も急務となっています。

このような状況の中、国は2023年4月1日に「こども家庭庁」を設立しました。これは従来の取り組みを引き継ぎつつ、家庭支援に特化した施策を一元化することで、より包括的な子育て環境の整備を目指すものです。また、近年では、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現する「こどもまんなか社会」の推進が重要視されています。これに関連し、こども家庭庁が作成した「こどもまんなか実行計画 2024」では、具体的な施策がまとめられており、子どもや若者の健やかな成長のための施策のほか、少子化対策、子どもの貧困対策等、幅広い子ども施策を網羅しています。

本市においても、子どもたちが安心して育ち、学び、成長できる社会を目指し、現状の課題とニーズを明確にすることで、地域密着型の支援体制を構築していくことが求められています。また、妊娠期から子育て期まで、妊婦健診の充実や産後ケアの提供等を通して、ライフステージ²に応じた切れ目のない支援がより一層望まれている状況です。

本市では、2015年3月に「第1次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」、2020年3月に「第2次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2次計画」という。)を策定し、地域で安心して子育てができる環境の整備に努めてきました。

第2次計画が終了するにあたり、近年の国の方針や本市における子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、浮き彫りになった課題を解決するために、「第3次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。



¹ 直訳すると「外へ手を伸ばす」ことを意味する。福祉分野では、支援が必要でありながらも届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報や支援を届けるプロセスのことを指す。

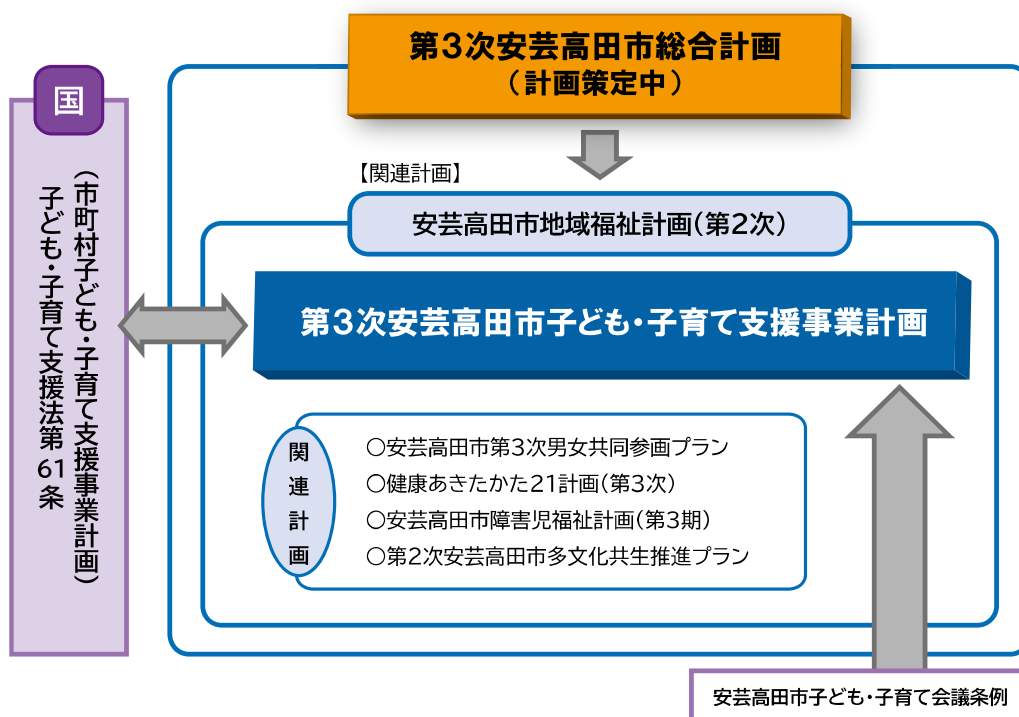
² 人生の変化を節目で区切ったそれぞれの段階のこと。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、すべての子育て家庭を対象に、本市が今後推進していく子育て支援施策の方向性や目標を定めたものです。また、第2次計安芸高田市子ども・子育て支援事業計画に引き続き、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」として一体的に策定します。

本計画は、最上位計画である「第3次安芸高田市総合計画」をはじめ、福祉に関する分野の横断的な計画である「安芸高田市地域福祉計画」や、本市の子ども・子育て支援に関連する他計画(男女共同参画基本計画、健康増進計画、障害児福祉計画等)の諸計画との整合性を図りながら定めます。

【計画の位置づけ】



3 計画期間

本計画の計画期間は、2025 年度～2029 年度までの5年間とします。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
第2次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画									
				計画策定	第3次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画策定の体系

(1)「安芸高田市子ども・子育て会議」での審議による策定

「安芸高田市子ども・子育て会議条例」に基づき、計画策定や進捗管理等を行うことを目的に組織された、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関して学識経験がある者、その他市長が必要と認める者から構成される「安芸高田市子ども・子育て会議」による審議を行うとともに、関係団体のニーズの把握に努めます。

(2)「子育て支援に関するアンケート調査」による現状把握

確保すべき教育・保育、子育て支援の「量の見込み」を算出するため、現在の利用状況や今後の利用希望を把握するとともに、保護者が子育てについて日頃考えていること等をうかがい、それらを計画に反映するために実施しました。

調査時期	2024年2月15日～2024年3月1日
調査地域	安芸高田市全域
母集団	就学前児童が属する世帯 617世帯 小学生児童が属する世帯 578世帯
抽出方法	全件調査
調査方法	未就園児…郵送配布、郵送・WEB回収 就園・就学児…保育所等・幼稚園・小学校からの配布・回収、郵送配布・回収、WEB回収
有効回収数(率)	就学前児童調査 336票(54.5%) 小学生児童調査 371票(64.2%)

(3)パブリックコメントの実施

「第3次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたって、市民の方々から広くご意見をいただくため、以下のとおり意見募集を実施しました。

実施期間	2024年12月25日～2025年1月24日
公表場所	安芸高田市ホームページ 安芸高田市福祉保健部子育て支援課、各支所窓口係
受付方法	窓口への持参、郵便、ファックス、電子メール
意見提出者数	2名(6件)

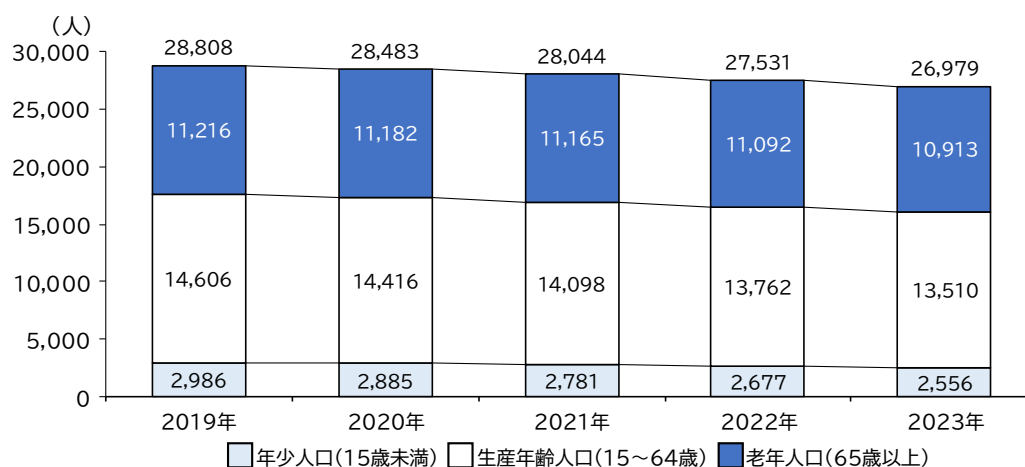
第2章 | 安芸高田市の子育てを取り巻く環境

1 人口等の状況

(1)人口の推移

本市の人口は、2019年の28,808人から2023年の26,979人へと減少傾向となっています。年齢3区分の内訳をみると、すべての年齢区分で減少傾向にあり、安芸高田市全体での人口減少が進んでいます。

【人口の推移(総人口と年齢3区分) 図】



資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(1月1日現在)

(2)人口動態の推移

人口動態をみると、出生数・死亡数からみる「自然動態」は2020年からマイナスが増加しています。

また、転入数・転出数からみる「社会動態」は、2019年では増加がみられたものの、2020年以降は減少が続いています。

【人口動態の推移 表】

(単位:人)

	2019年	2020年	2021年	2022年
出生数	125	113	108	106
死亡数	492	474	510	561
自然動態	-367	-361	-402	-455
転入数	1,083	784	761	1,033
転出数	988	830	857	1,092
社会動態	95	-46	-96	-59
人口動態(合計)	-272	-407	-498	-514

資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(1月1日~同年12月31日まで)

(3)世帯の状況

本市における世帯の推移をみると、「一般世帯」が減少し続けているにもかかわらず、「単独世帯」が増加しており、一般世帯の約3割となっています。これは、独身者単身世帯や高齢者単身世帯の増加が背景にあると考えられます。

また、「夫婦と子どもからなる世帯」は減少傾向にあり、1世帯当たりの世帯人員も減少を続けていることから少子化の影響が考えられます。

【世帯の推移 表】

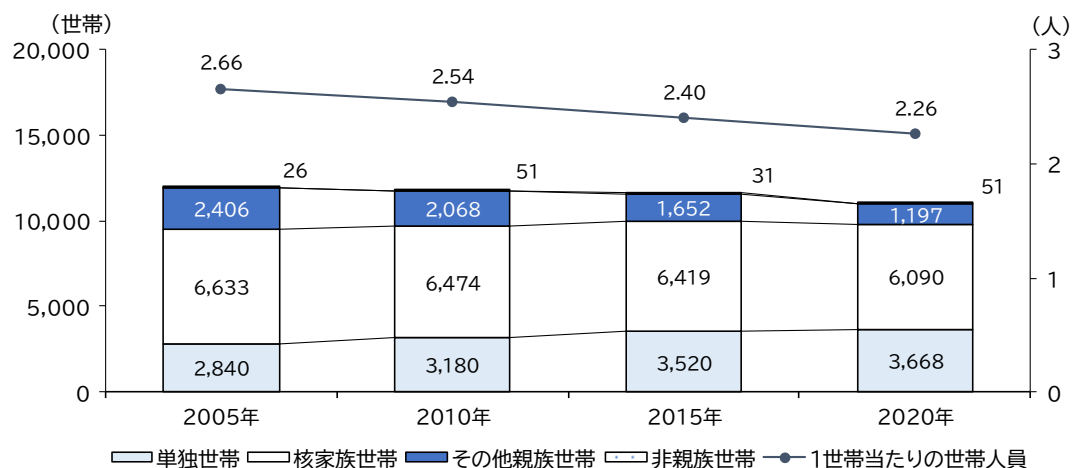
(単位:上段:世帯、下段:構成比%)

	2005年	2010年	2015年	2020年
一般世帯	11,905	11,773	11,623	11,008
単独世帯	2,840	3,180	3,520	3,668
	23.9	27.0	30.3	33.3
核家族世帯	6,633	6,474	6,419	6,090
夫婦のみの世帯	3,008	2,942	2,960	2,839
	25.3	25.0	25.5	25.8
夫婦と子どもからなる世帯	2,678	2,554	2,478	2,237
	22.5	21.7	21.3	20.3
ひとり親と子からなる世帯	947	978	981	1,014
	8.0	8.3	8.4	9.2
その他の親族世帯	2,406	2,068	1,652	1,197
	20.2	17.6	14.2	10.9
非親族世帯	26	51	31	51
	0.2	0.4	0.3	0.5
一般世帯の世帯人員	31,723	29,854	27,917	24,908
1世帯あたり世帯人員	2.66	2.54	2.40	2.26

資料:国勢調査

※一般世帯及び一般世帯の世帯人員には世帯類型「不詳」を含む

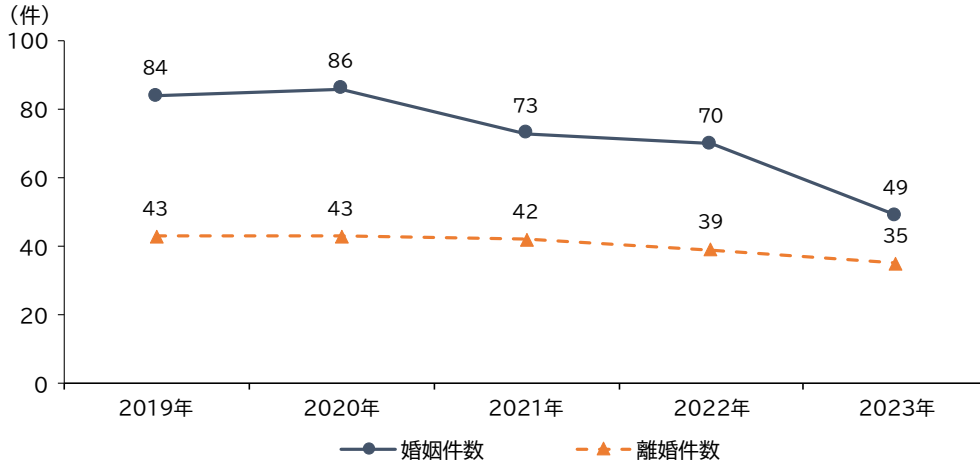
【世帯の推移 図】



(4) 婚姻等の推移

本市の婚姻件数は、2020年までは80件を超えていましたが、2021年から減少傾向にあります。離婚件数は、40件程度で推移しています。

【婚姻の動向 図】

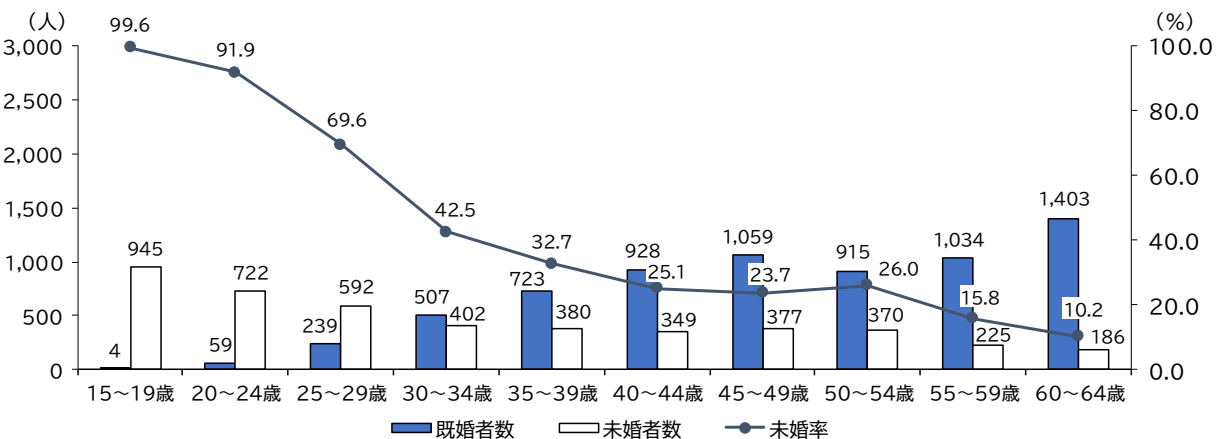


資料：広島県HP(人口動態統計)(2019年～2022年)

2023年：広島県議会 生活福祉保健委員会資料(2024年6月20日)「健康5 広島県の人口動態統計(2023年[1～12月]概数)の概要」

年齢別の未婚・既婚者数等をみると、30～34歳で未婚者数が既婚者数と逆転しており、30歳前半が婚姻年齢の中心であることがうかがえます。

【年齢別未婚・既婚者数と未婚率 図】



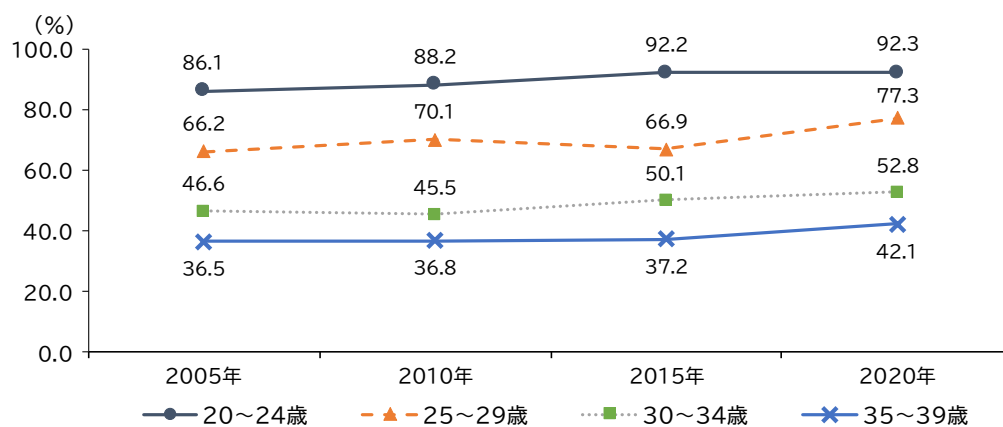
資料：国勢調査 2020年

※割合は配偶関係「不詳」を除いて算出(2020年国勢調査にて配偶者「不詳」の回答が多いため)

※「既婚者数」に離別・死別は含まない

男女ともに未婚率は増加傾向で推移しています。2015年と比較して2020年では、すべての年代で未婚率が高くなっています。また、どの年代も女性より男性の未婚率が高い傾向にあります。

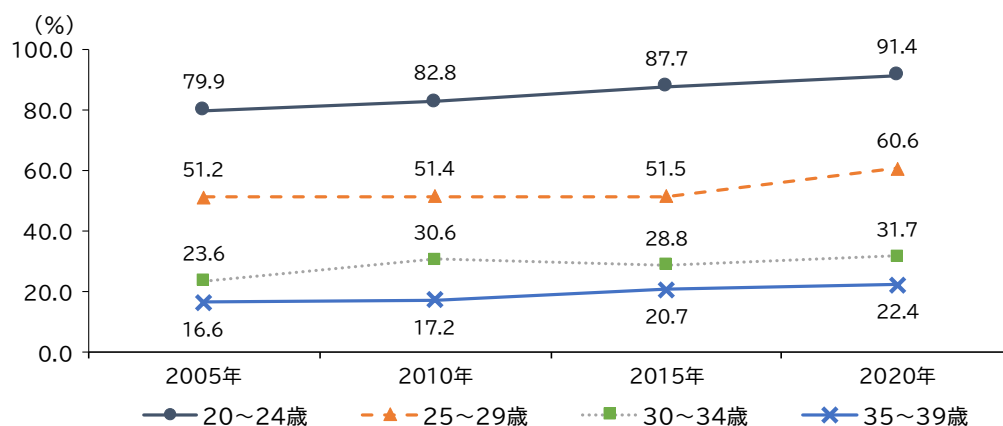
【未婚率の推移(男性) 図】



資料:国勢調査

※割合は配偶関係「不詳」を除いて算出(2020年国勢調査にて配偶者「不詳」の回答が多いため)

【未婚率の推移(女性) 図】



資料:国勢調査

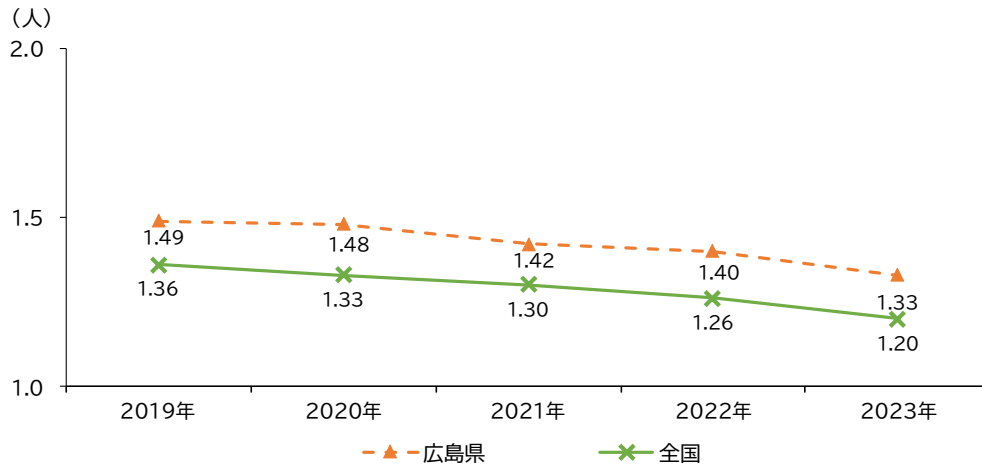
※割合は配偶関係「不詳」を除いて算出(2020年国勢調査にて配偶者「不詳」の回答が多いため)



(5)合計特殊出生率の推移

広島県の合計特殊出生率は、全国平均を上回って推移しています。2019年から全国、広島県ともに減少傾向にあります。

【合計特殊出生率の推移 図】



資料: 広島県HP(人口動態統計)(2019年～2022年)

2023年: 広島県議会 生活福祉保健委員会資料(2024年6月20日)「健康5 広島県の人口動態統計(2023年[1～12月]概数)の概要」

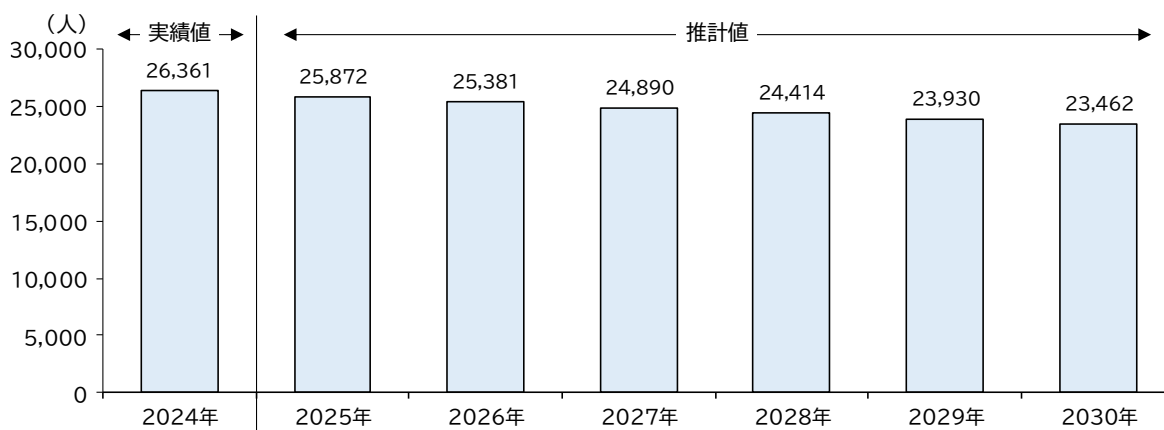
※合計特殊出生率は、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む平均子ども数を推計したものです。



(6)人口推計

本市における今後の人口推計では、年々減少することが予想されます。2030年では23,462人と推計されます。

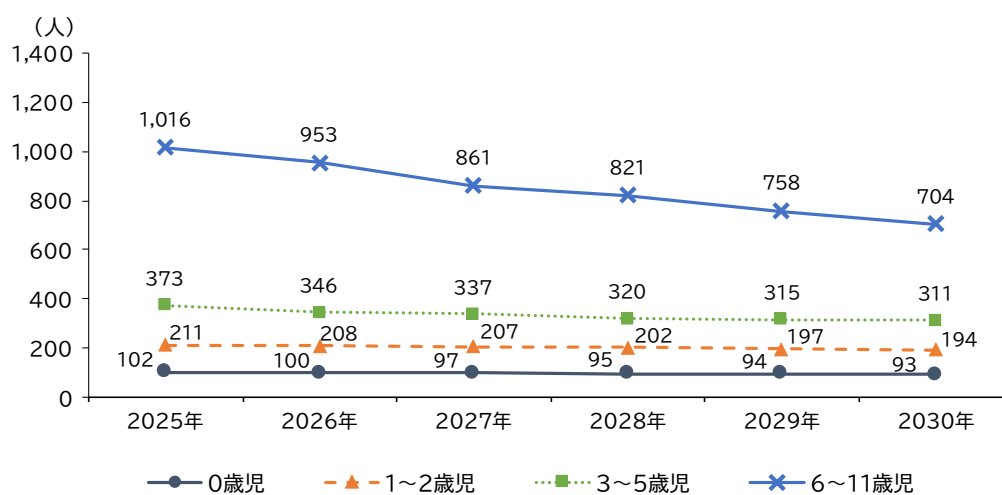
【人口推計 図】



資料:安芸高田市 住民基本台帳(4月1日時点)

どの年齢でも年々やや減少傾向となることが予想され、2030年では0歳児が93人、1～2歳児が194人、3～5歳児が311人、6～11歳児が704人と推計されます。

【児童数の推計 図】



資料:安芸高田市 住民基本台帳(4月1日時点)

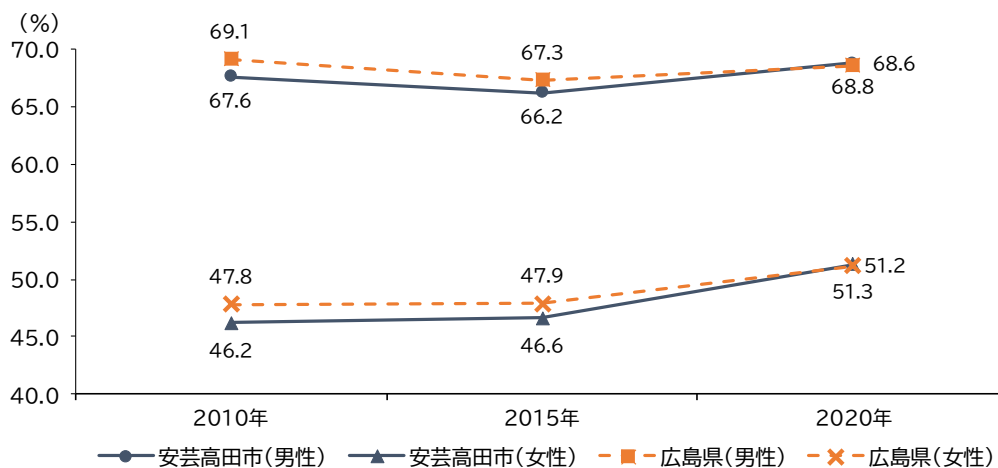
※人口の推計にあたっては、「住民基本台帳」を用いたコーホート変化率法で試算しています。「コーホート」とは、同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指します。各コーホートについて、過去における実績人口の動静から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

2 労働の状況

(1) 就労状況

本市における就業率は、2020 年国勢調査では、男性 68.8%、女性 51.3%となっています。2015 年までは、男女とも広島県の平均を若干下回って推移していましたが、2020 年では同程度の割合となっています。また、本市では女性の就業率が年々増加しています。

【就業率の推移 図】



資料：国勢調査

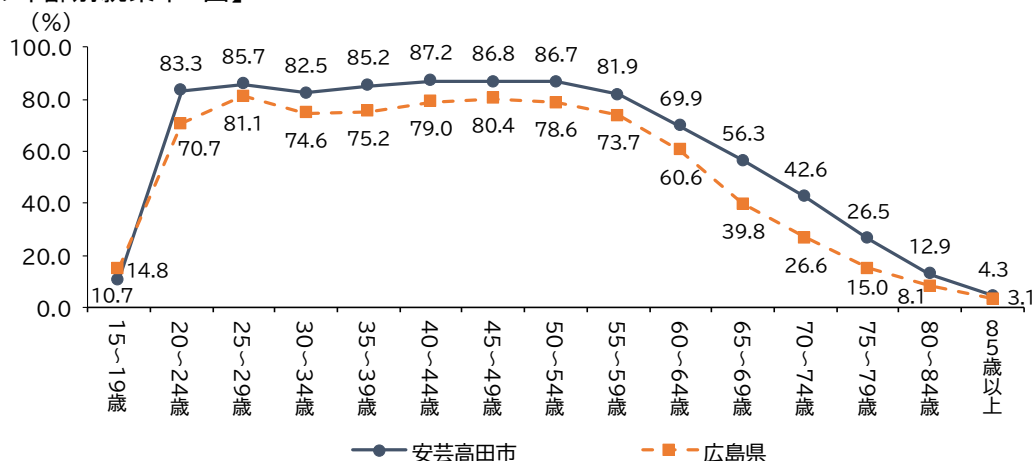
※就業率は労働力状態「不詳」を除いて算出
(2020 年国勢調査にて労働力状態「不詳」の回答が多いため)

(2) 女性の年齢別就労状況

本市における女性就業率をみると、2020 年国勢調査では、40～54 歳で就業のピークを迎えています。ほぼいずれの年齢層も広島県の平均を上回って推移しています。

また、出産・子育て時期である 20 歳代後半から 40 歳代前半にかけての就業率の落ち込みが、本市では広島県ほど目立たないことから、仕事と家庭の両立や女性の再就職に有利だということがうかがえます。

【女性の年齢別就業率 図】



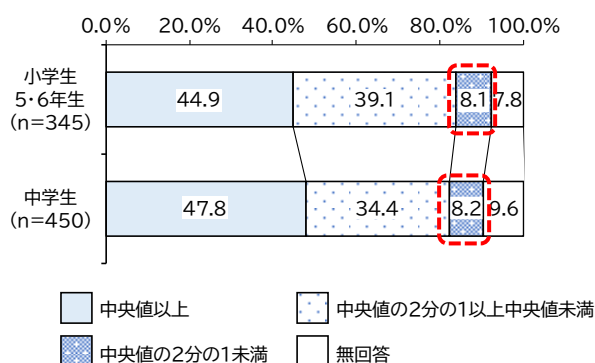
資料：国勢調査 2020 年

3 子どもの生活状況(子供の生活実態調査)

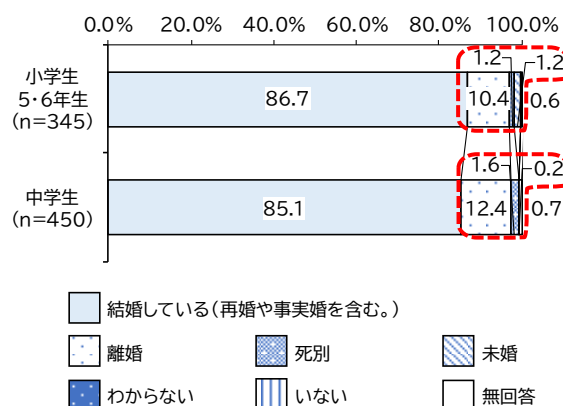
(1)子どもの生活状況

子どもの生活状況について、等価世帯収入³の水準をみると小学生5・6年生、中学生ともに1割弱が「中央値⁴の2分の1未満」となっています。また親の婚姻状況をみると、小学生5・6年生、中学生ともに約1割が「ひとり親(「離婚」「死別」「未婚」を合わせた割合)」と回答しています。

【等価世帯収入の水準 図】



【親の婚姻状況 図】

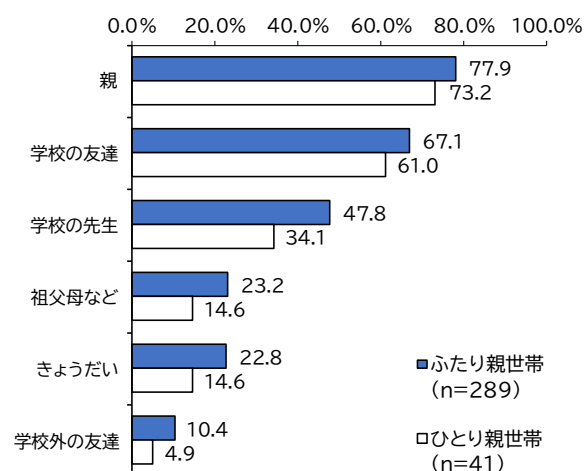


(2)困っているときに相談できる人

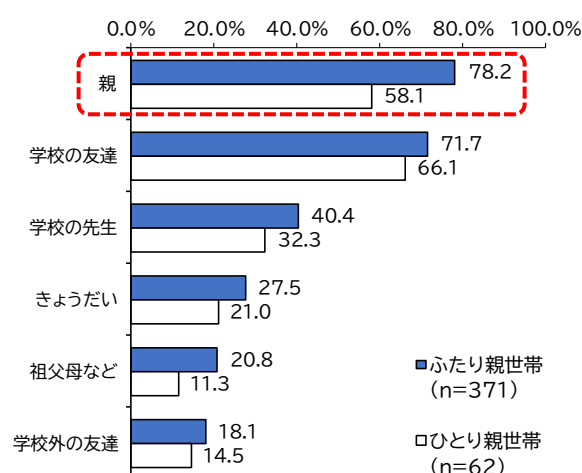
困っているときに相談できる人について、小学生5・6年生、中学生ともに、「親」や「学校の友達」、「学校の先生」との回答が多くなっています。婚姻状況別でみると、ひとり親世帯の小学生5・6年生では「学校の先生」、「祖父母」と回答した割合が少なくなっています。また、「親」と回答した割合が小学生5・6年生では婚姻状況に関係なく7割を超えていたのに対し、中学生では「親」と回答したひとり親世帯の回答が約6割弱と減少しています。

【困っているときに相談できる人 図】

<小学生5・6年生>



<中学生>



³ 世帯の年間収入を世帯の人数に応じて調整し比較しやすくした値のこと。

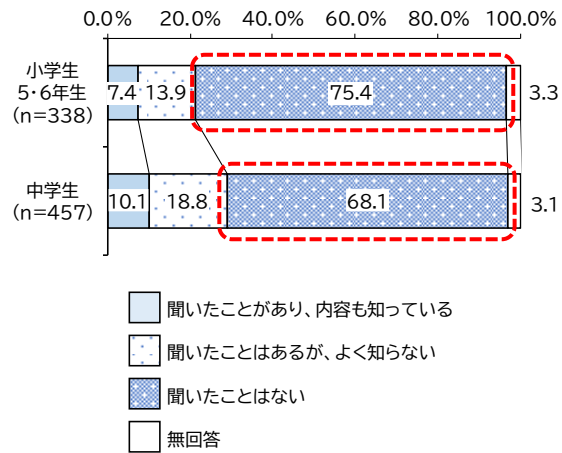
⁴ 所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値のこと。

(3) ヤングケアラー⁵について

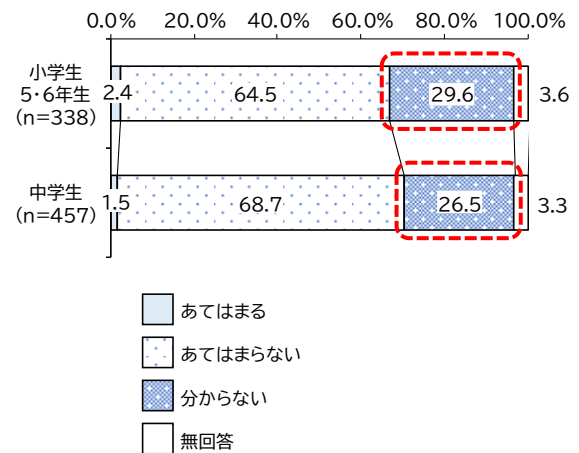
ヤングケアラーの認知度について、小学生5・6年生、中学生ともに「聞いたことはない」との回答が多くなっています。また、自分がヤングケアラーに「あてはまらない」と回答した割合は6割を超えています。該当するか「分からない」との回答が約3割となっています。

家族の中の世話について、「世話をしている人はいない」との回答が最も多く7割を超えています。が、「きょうだいの世話をしている」との回答も1割あります。

【ヤングケアラーの認知度 図】

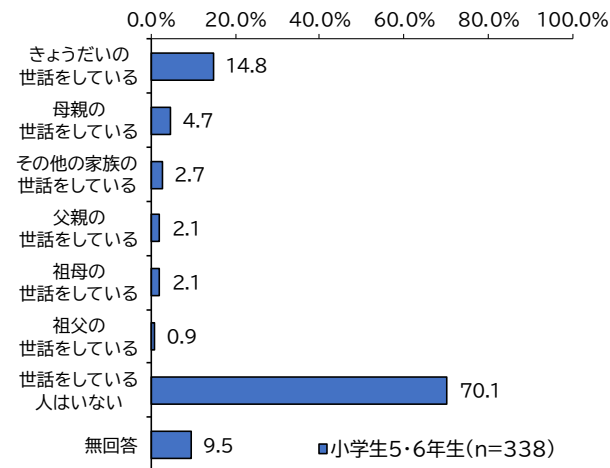


【自分がヤングケアラーに該当すると思うか 図】

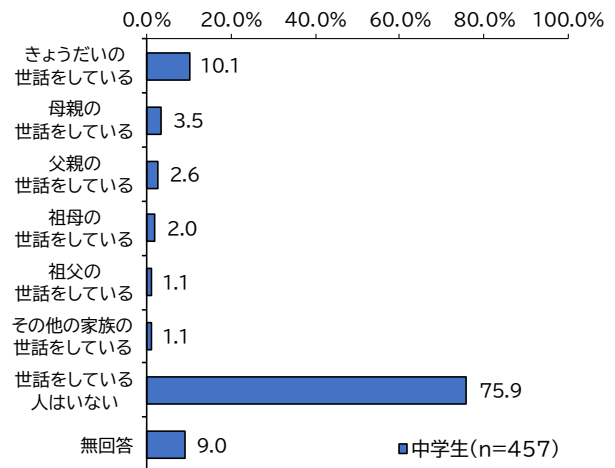


【家族の中に世話が必要な人がいるか 図】

<小学生5・6年生>



<中学生>



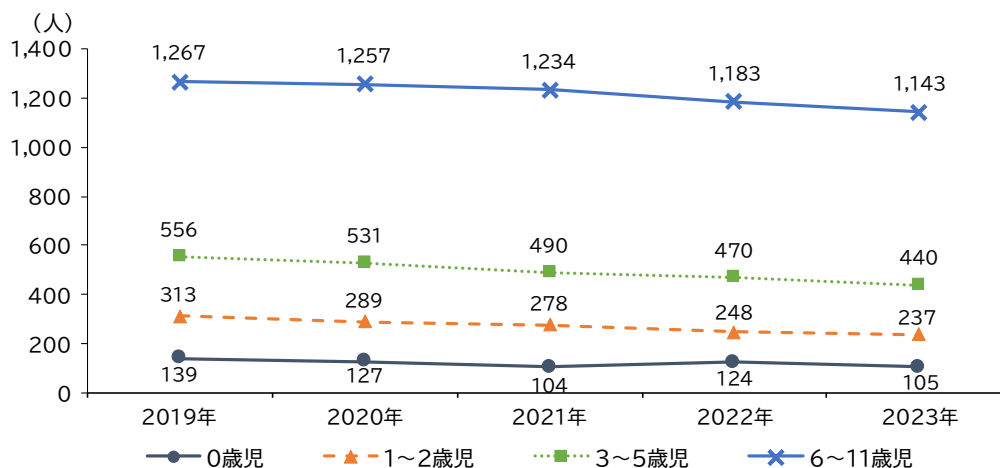
⁵ 家族にケアを必要とする人がいる場合、本来大人が想定されているような家事や家族の世話を日常的に行い、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響が出てしまうことがある子どものこと。

4 児童人口等の推移

(1) 児童人口の推移

本市の児童数は、2歳以下の児童については増減の推移がみられますが、全体では減少傾向にあります。2023年ではほとんどの年齢で最も児童数が少ない状況となっています。

【児童人口の推移 図】



資料：安芸高田市住民基本台帳(4月1日時点)

【児童人口の推移 表】

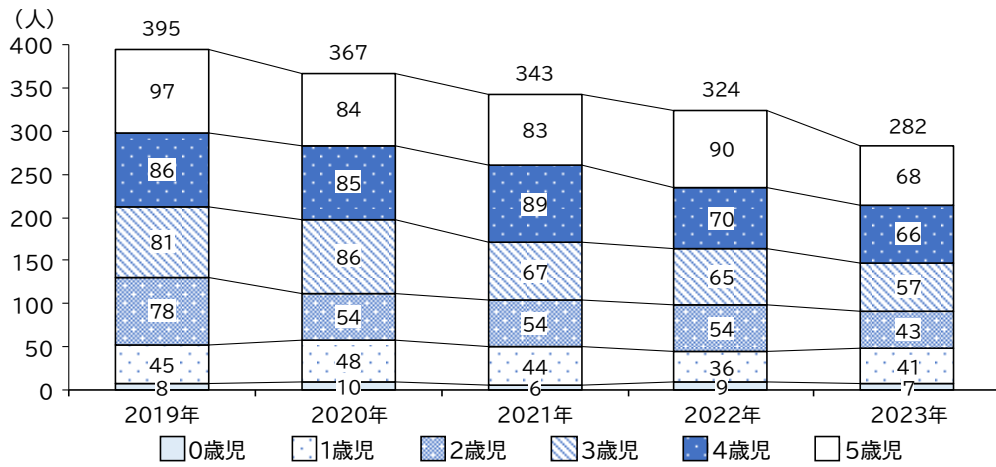
(単位：人)

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
0～11歳児合計	2,275	2,204	2,106	2,025	1,925
0～5歳児小計	1,008	947	872	842	782
0～2歳児小計	452	416	382	372	342
0歳	139	127	104	124	105
1歳	148	140	138	110	126
2歳	165	149	140	138	111
3～5歳児小計	556	531	490	470	440
3歳	162	167	158	145	140
4歳	194	166	168	156	144
5歳	200	198	164	169	156
6～11歳児小計	1,267	1,257	1,234	1,183	1,143
6～8歳児小計	618	614	587	560	532
6歳	187	199	198	162	169
7歳	227	190	199	199	162
8歳	204	225	190	199	201
9～11歳児小計	649	643	647	623	611
9歳	214	206	226	189	195
10歳	224	214	208	227	190
11歳	211	223	213	207	226

(2) 保育所入所児童の状況

本市の保育所入所児童数は、2019年以降年々減少傾向にあります。

【保育所入所児童数の推移 図】

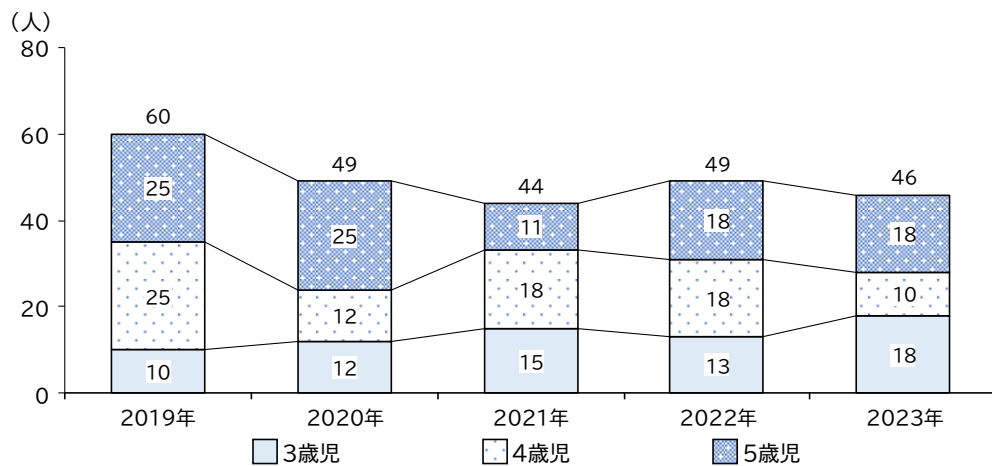


資料: 庁内資料

(3) 幼稚園児童数の推移

本市の幼稚園児数は、2020年からは多少の増減があるものの減少傾向にあります。また、2021年4月から公立幼稚園3歳児入所が始まった影響で、3歳児の児童数は増加傾向にあります。

【幼稚園児童数の推移 図】

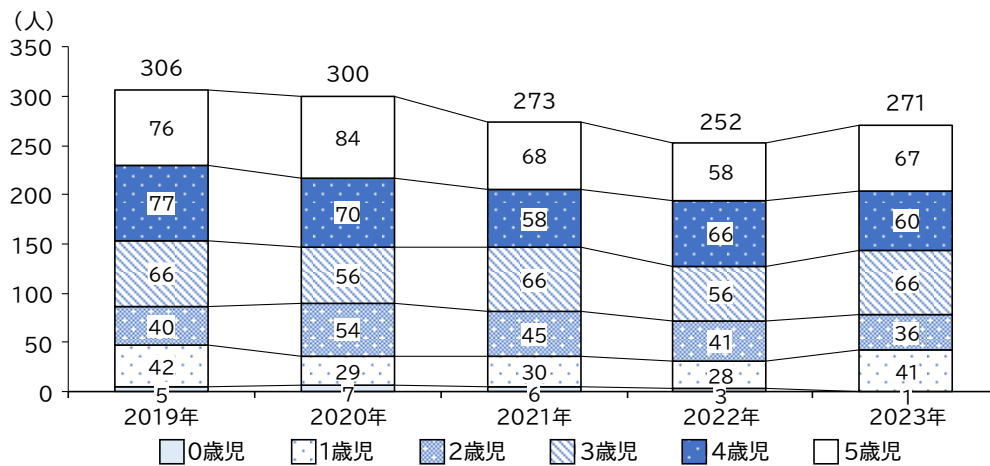


資料: 庁内資料

(4) 認定こども園児童数の推移

本市の認定こども園児童数は、2022年までは減少傾向にありましたが、2023年には回復しています。

【認定こども園児童数の推移 図】

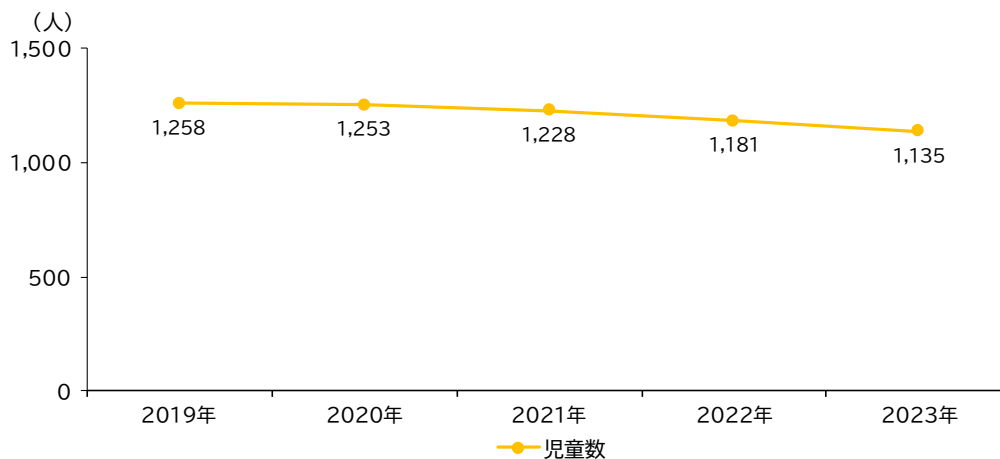


資料: 庁内資料

(5) 小学校児童数の推移

本市の小学校の児童数は、2019年以降年々減少傾向にあります。

【小学校児童数の推移 図】



資料: 庁内資料

5 子ども・子育て支援事業の利用実績

(1)地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

本市では、利用者支援事業の実施施設はありませんが、窓口での相談や訪問支援を行っています。

【利用者支援事業】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施箇所数(箇所)	0	0	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

延べ利用者数は2022年度に一時減少したものの、2023年度には回復しています。

【地域子育て支援拠点事業】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
延べ利用者数(人回/月)	42	93	74	43	71

③妊婦健康診査事業

受診者数は妊娠届出数の減少に伴い、年々減少しています。

【妊婦健康診査事業】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
受診実人数(人/年)	114	111	108	109	81

④乳児家庭全戸訪問事業

出生数の減少に伴い、乳児家庭全戸訪問事業は2021年度では増加しましたが、ほぼ横ばいで推移しています。

【乳児家庭全戸訪問事業】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施人数(人/年)	133	104	119	103	100

⑤養育支援訪問事業

訪問件数は年度によって多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

【養育支援訪問事業】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
訪問件数(件/年)	1	1	2	1	3

⑥子育て短期支援事業

子育て短期支援事業の実施はしているものの、利用はありませんでした。

【子育て短期支援事業】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
延べ利用者数(人日/年)	—	—	—	—	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業

依頼会員数、協力会員数ともに減少傾向にあります。また、延べ利用者数は 2020 年度から 2023 年度にかけて8割以上減少しています。

【ファミリー・サポート・センター事業】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
依頼会員数(人)	63	59	55	43	47
協力会員数(人)	55	52	49	45	48
両方会員数(人)	4	4	3	2	4
延べ利用者数(人日/年)	575	1,101	712	246	193

⑧一時預かり事業

幼稚園児童による利用が多くを占めており、増加傾向にあります。

【幼稚園児童による利用】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
延べ利用者数(人日/年)	1,493	1,460	1,606	1,542	1,999

【2号認定による定期的な利用】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実人数(人)	43	35	37	35	38

【上記以外(不定期の利用)】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
延べ利用者数(人日/年)	525	737	622	382	509

⑨延長保育事業

2019年度から2020年度にかけて一時的に延べ利用者数は増加しましたが、2020年度以降は減少が続いています。

【延長保育事業】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
延べ利用者数(人日/年)	1,297	3,066	2,728	2,426	2,201

⑩病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業の延べ利用者数は多少の増減は見られますが、増加傾向にあります。

【病児・病後児保育事業】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
延べ利用者数(人日/年)	20	19	30	25	40

①放課後児童クラブ事業

放課後児童クラブ事業は、低学年では年々増減を繰り返しながら推移しています。高学年では多少の増減はみられますが、年々利用者数が増加しています。

【放課後児童クラブ事業】

市全域		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
低学年	利用者数(人/年)	424	341	363	338	344
	実施箇所(箇所)	9	9	9	9	9
高学年	利用者数(人/年)	237	167	179	185	189
	実施箇所(箇所)	9	9	9	9	9

吉田区域		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
低学年	利用者数(人/年)	163	125	137	140	150
	実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2
高学年	利用者数(人/年)	86	50	59	60	69
	実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2

八千代区域		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
低学年	利用者数(人/年)	57	46	52	50	45
	実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2
高学年	利用者数(人/年)	25	30	31	21	16
	実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2

美土里区域		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
低学年	利用者数(人/年)	45	27	27	32	33
	実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1
高学年	利用者数(人/年)	33	22	9	16	19
	実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1

高宮区域		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
低学年	利用者数(人/年)	28	27	33	25	26
	実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2
高学年	利用者数(人/年)	23	15	9	16	19
	実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2

甲田区域		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
低学年	利用者数(人/年)	70	75	74	66	61
	実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1
高学年	利用者数(人/年)	52	29	42	35	34
	実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1

向原区域		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
低学年	利用者数(人/年)	61	41	40	25	28
	実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1
高学年	利用者数(人/年)	18	21	29	37	32
	実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1



(2) その他の事業の状況

① 園庭開放実施の状況

園庭開放は13か所で実施されており、2021年度から2022年度にかけて参加者が大幅に減少しましたが、2023年度にはやや回復しています。

【園庭開放の実施状況】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
延べ参加者数(人)	1,120	1,097	704	389	622
実施箇所(箇所)	9	11	11	13	13
実施日数(日)	127	460	441	444	517

② こども発達支援センター

発達相談人数は2020年度から減少傾向にありますが、マッサージ件数は2021年度より大幅に増加し、教室回数も2019年度より増加しています。

【こども発達支援センター利用】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
発達相談(人)	32	61	40	49	26
マッサージ(人)	195	146	378	609	752
保育所支援(人)	20	15	7	5	3
保育所支援(園)	10	7	6	2	3
教室(回数)	98	116	117	126	160
教室(人)	884	1,068	956	1,022	1,096



③母子保健事業の状況

乳幼児一般健康診査では、各年度ほとんどの人が受診しています。また、10 か月児相談会、2歳6か月児相談会では、年度によって変動はあるものの受診率は高い割合で推移しています。

【母子保健の状況】

(単位:人)

		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
母子健康手帳交付数	交付数	128	109	108	111	85
妊婦一般健康診査	延べ受診人数	1,377	1,315	1,292	1,183	1,032
乳幼児一般健康診査(10か月健診) ^{※1}	対象者	130	127	-	-	-
	受診者	118	116	-	-	-
	受診率(%)	90.8	91.3	-	-	-
乳幼児一般健康診査(4か月健診) ^{※1}	対象者	-	-	113	106	119
	受診者	-	-	112	101	116
	受診率(%)	-	-	99.1	95.3	97.5
10 か月児相談会	対象者	-	-	114	120	115
	受診者	-	-	104	110	112
	受診率(%)	-	-	91.2	91.7	97.4
	歯科健康診査有病者率(%)	-	-	-	-	-
2歳6か月児相談会	対象者	141	147	145	131	117
	受診者	131	144	130	127	105
	受診率(%)	92.9	98.0	89.7	96.9	89.7
	歯科健康診査有病者率(%)	-	-	-	-	-
家庭訪問件数	妊婦	2	7	19	58	77
	産婦	134	104	119	103	98
	新生児	133	104	119	103	100
	乳児	1	4	3	9	10
	幼児	10	10	11	9	2
マタニティセミナー開催回数等	参加人数	-	-	11	18	12
	年間実施回数(回)	-	-	6	11	8
すくすく教室	乳幼児延人数	-	-	-	120	87
	年間実施回数(回)	-	-	-	12	12
	実施会場数	-	-	-	1	1
産後ケア事業 ^{※2}	利用人数	-	-	13	21	48
産前産後サポート事業	利用人数	-	-	6	10	16

※1 乳幼児一般健康診査は 2020 年までは 10 か月健診、2021 年からは4か月健診へ移行。

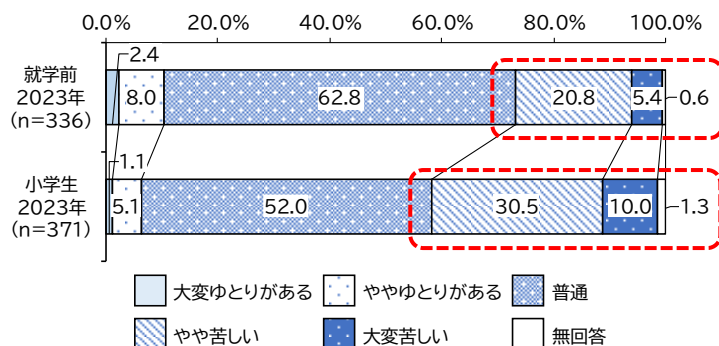
※2 産後ケア事業は 2019 年度から訪問型で開始し、2021 年度から宿泊型・通所型を加えた。

6 子育て支援に関するアンケートの調査結果

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

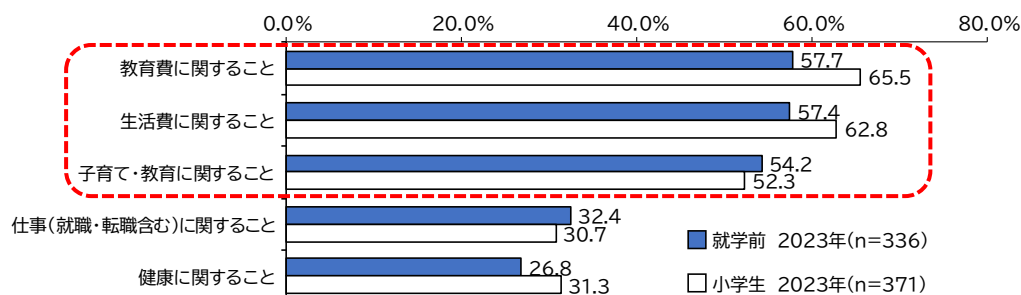
①現在の暮らし向き

現在の暮らし向きについて、「普通」が半数以上を占めていますが、就学前ではおよそ3割、小学生では4割が「やや苦しい」と「大変苦しい」と回答しています。



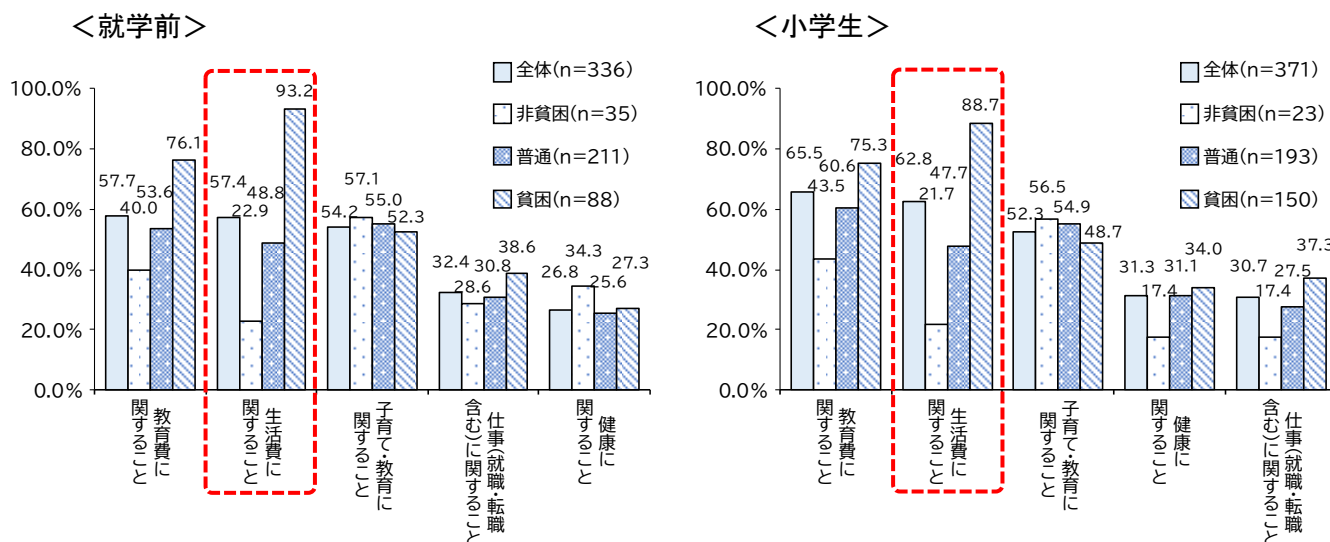
②生活するうえでの不安や悩み(上位5位)

生活するうえでの不安や悩みは、「教育費」や「生活費」、「子育て・教育」が主となっています。



③現在の暮らし向きと生活での不安や悩み(上位5位)

現在の暮らし向きと生活での不安や悩みについて、貧困と思われる世帯では就学前・小学生ともに「生活費に関すること」に不安や悩みを抱える人が多くなっています。

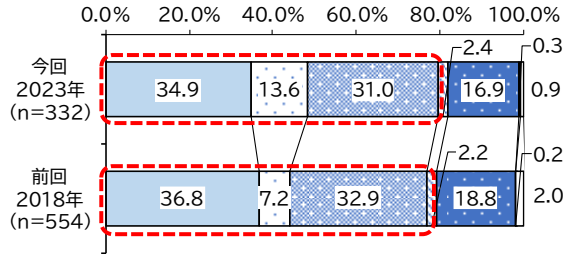


※非貧困…大変ゆとりがある、ややゆとりがある ※貧困…やや苦しい、大変苦しい

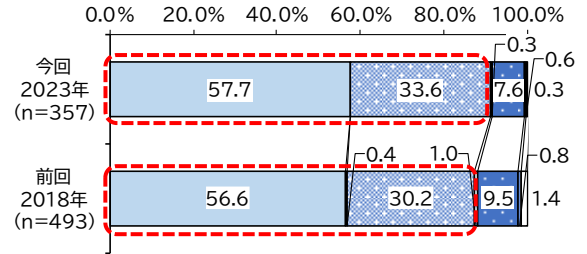
(2) 母親の就労状況







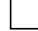
就学前児童の母親の就労は、フルタイム、パート・アルバイトに関わらず現在就労している割合が2018年時と比べてやや増加しています。

<就学前>



<小学生>



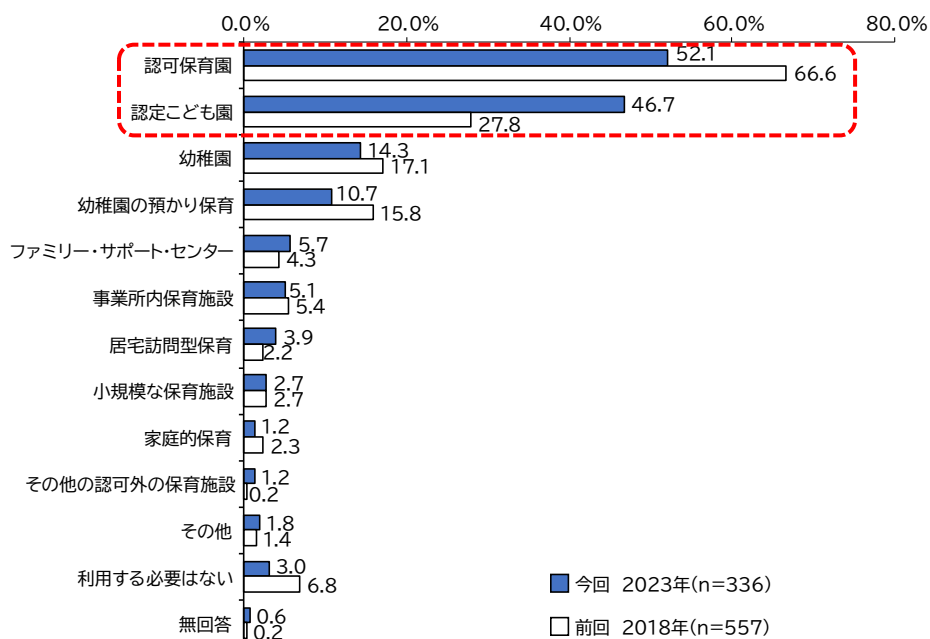
-  フルタイムで就労している
-  フルタイムで就労している(産休・育休・介護休業中)
-  パート・アルバイト等(フルタイム以外)で就労している
-  パート・アルバイト等(フルタイム以外)で就労している(産休・育休・介護休業中)
-  以前は就労していたが、現在は就労していない
-  これまで就労したことがない
-  無回答



(3) 平日の教育・保育事業について(就学前)

① 平日、定期的にご利用したい施設や事業

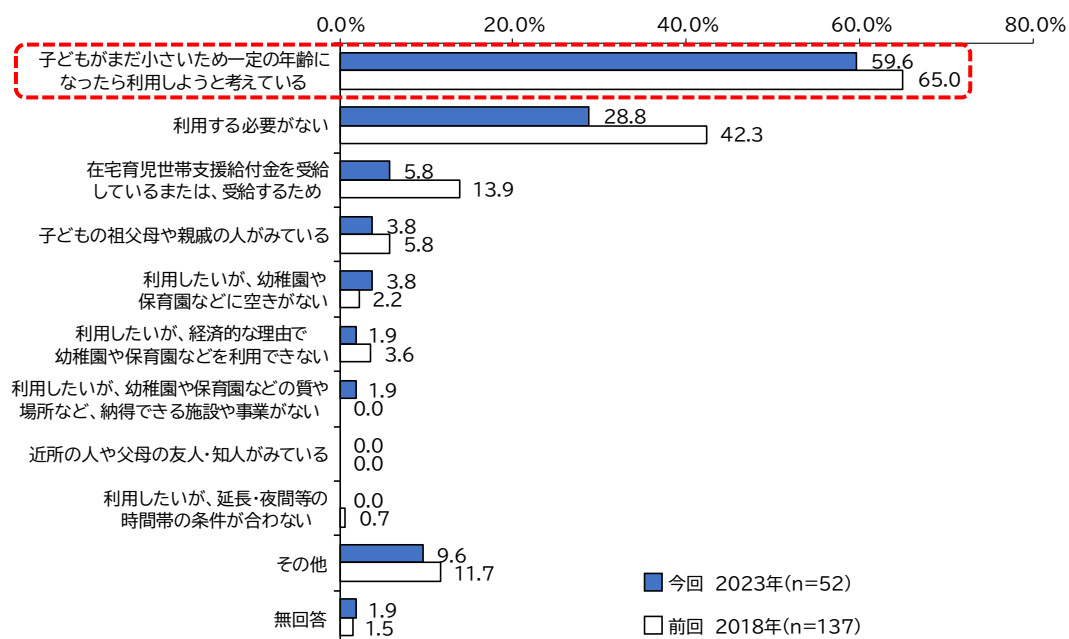
平日に定期的にご利用したい施設や事業は、「認可保育園」が5割である一方、「認定こども園」が2018年時と比べて18.9ポイント増加しています。



※認定こども園の利用希望が今回調査で大幅に増加した理由としては、2018年まで1園のみであった認定こども園の数が、2019年に5園に増えたことが影響していると考えられます。

② 教育・保育事業を利用しない理由

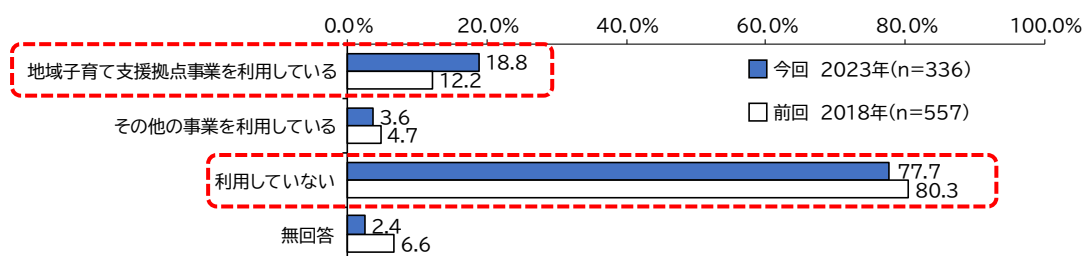
教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため一定の年齢になったら利用しようと考えている」が約6割となっています。



(4)地域子ども・子育て支援拠点事業について(就学前)

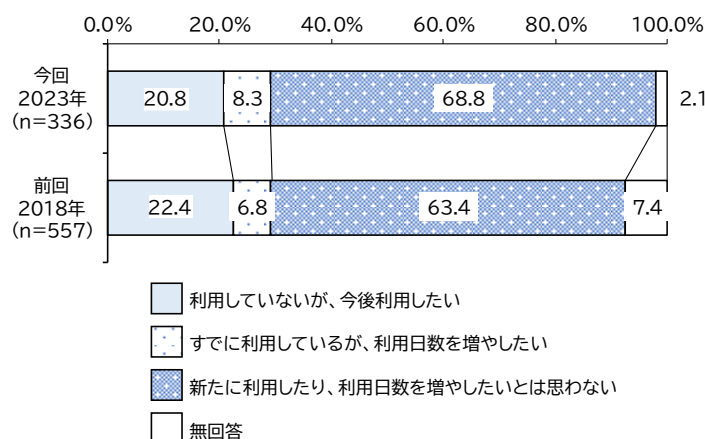
①利用状況

地域子ども・子育て支援拠点事業は、「利用していない」が約8割と高くなっていますが、「地域子育て支援拠点事業を利用している」は2018年時より6.6ポイント増加しています。



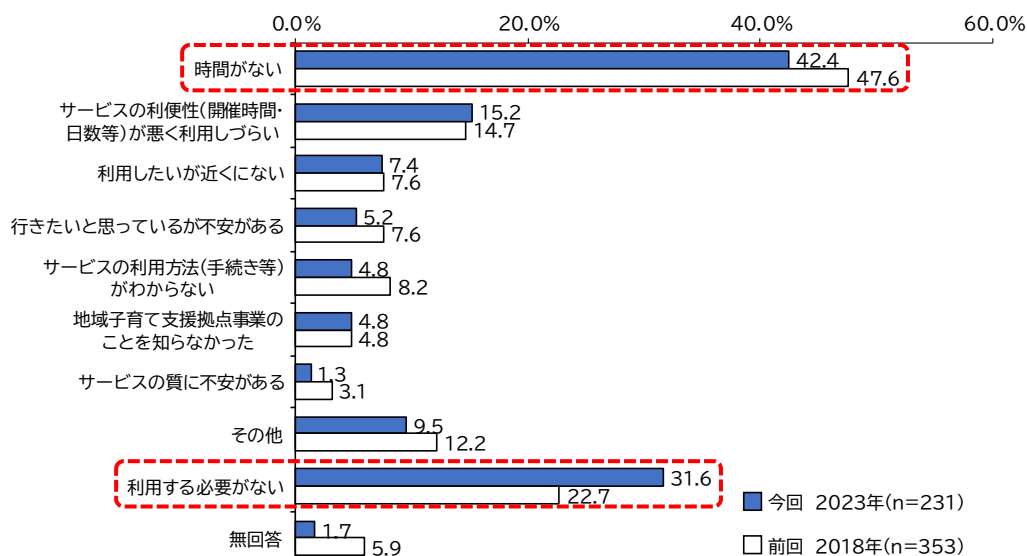
②今後の利用希望

今後の利用や日数について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が約7割と最も高く、2018年時より5.4ポイント増加しています。



③利用したくない理由

利用したくない理由は、「時間がない」が4割、「利用する必要がない」が3割となっており、「利用する必要がない」は2018年時より8.9ポイント増加しています。



(5)子育て支援サービスについて

①認知度

就学前の保護者には、『妊婦健康診査・歯科検診』や『赤ちゃん訪問』、『保育園等 園庭開放』、『乳幼児健診』がほとんどの人に知られている一方で、『子育て総合相談』や『子育てサークル(市民活動)』、『療育教室』、『オンラインおしゃべり広場』を知らない人が6割以上となっています。

小学生の保護者には、『保育園等 園庭開放』や『放課後児童クラブ』、『乳幼児健診』がほとんどの人に知られている一方、『在宅育児世帯支援給付金』や『オンラインおしゃべり広場』、『産後ケア事業』、『産前産後サポート事業』を知らない人が8割以上となっています。

(単位：%)

サービス名	年齢	事業名も内容も知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	全く知らない
子育て総合相談	就学前	29.8	45.2	22.3
	小学生	19.9	47.4	29.4
地域子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	就学前	47.0	38.7	13.1
	小学生	32.6	45.8	18.9
子育てサークル(市民活動)	就学前	36.6	39.0	23.5
	小学生	34.2	42.0	21.6
妊婦健康診査・歯科検診	就学前	84.2	10.1	4.5
	小学生	72.5	17.5	7.5
妊婦健康相談	就学前	70.2	20.5	8.0
	小学生	60.4	25.1	12.4
母乳相談・育児相談	就学前	79.8	15.5	3.6
	小学生	64.7	22.9	9.7
赤ちゃん訪問	就学前	86.6	8.3	4.2
	小学生	67.7	15.9	13.5
保育園等 園庭開放	就学前	86.3	9.8	3.0
	小学生	81.9	13.2	2.7
幼稚園 園庭開放	就学前	73.8	17.6	7.1
	小学生	74.1	17.3	5.9
親子交流会・親子体操	就学前	55.7	32.7	10.4
	小学生	48.2	32.6	16.4
療育教室	就学前	33.9	36.9	28.3
	小学生	35.3	31.5	30.7
すくすく教室	就学前	45.8	26.5	26.5
	小学生	29.1	36.7	31.5
ファミリー・サポート・センター事業、 一時預かり、病児・病後児預かり	就学前	55.7	33.0	10.1
	小学生	47.4	35.8	14.3
在宅育児世帯支援給付金	就学前	53.9	23.5	21.7
	小学生	8.6	25.3	62.3
放課後児童クラブ	就学前	73.5	20.8	4.5
	小学生	91.6	4.6	1.6

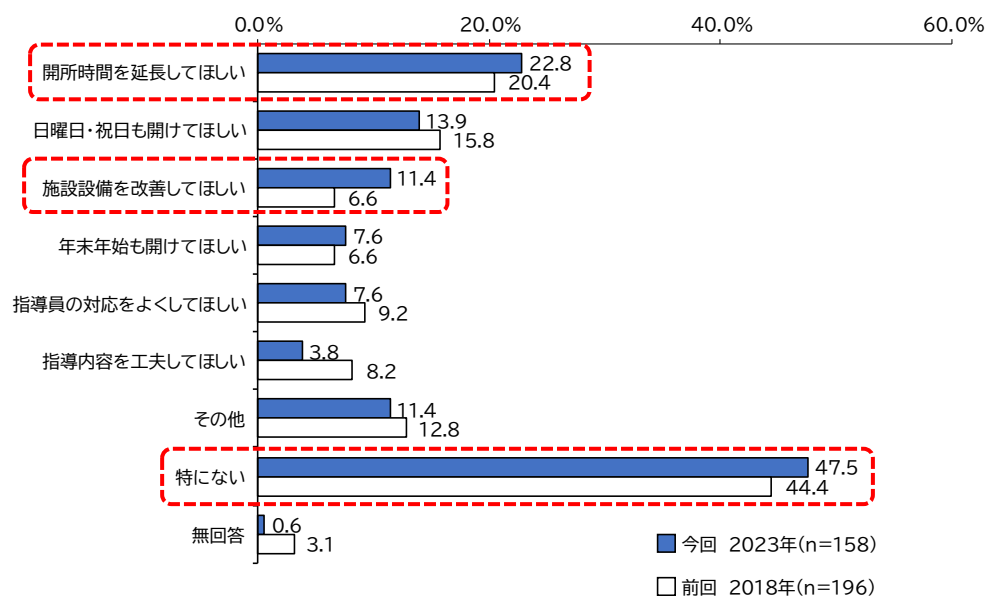
(単位：%)

サービス名	年齢	事業名も内容も知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	全く知らない
オンラインおしゃべり広場	就学前	30.1	29.5	39.0
	小学生	7.8	17.3	72.2
マタニティ教室	就学前	47.3	30.1	21.4
	小学生	32.3	31.8	33.4
妊婦訪問	就学前	47.0	27.1	25.0
	小学生	20.8	29.9	46.1
産後ケア事業	就学前	50.0	27.4	21.4
	小学生	14.6	29.9	52.8
産前産後サポート事業	就学前	47.3	28.6	22.6
	小学生	13.2	29.1	54.2
乳幼児健診	就学前	93.2	4.2	1.8
	小学生	84.6	5.4	7.5
10か月児相談会・ 2歳6か月児相談会	就学前	91.4	6.0	1.5
	小学生	79.0	8.9	9.7
5歳児相談会	就学前	74.4	18.5	6.3
	小学生	65.5	16.4	15.6
出産・子育て応援給付金事業	就学前	57.7	19.9	21.4
	小学生	26.7	26.4	44.2

(6) 放課後児童クラブの利用について(小学生)

① 放課後クラブに対する要望

放課後児童クラブに対する要望として、「開所時間を延長してほしい」が2割となっており、2018年時と比べて「施設設備を改善してほしい」が4.8ポイント増加しています。また、特に要望がない人が約5割となっています。

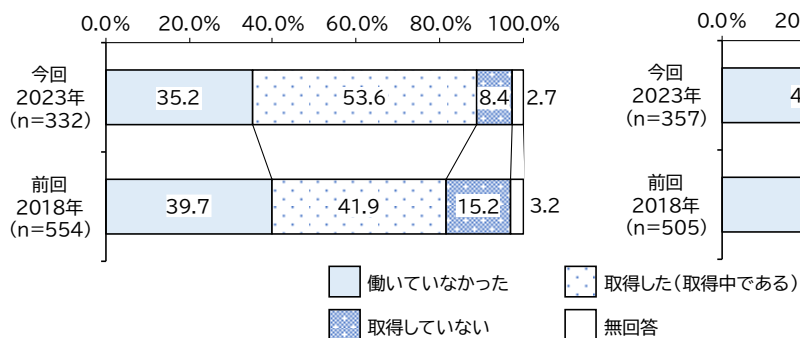


(7) 育児休業取得について

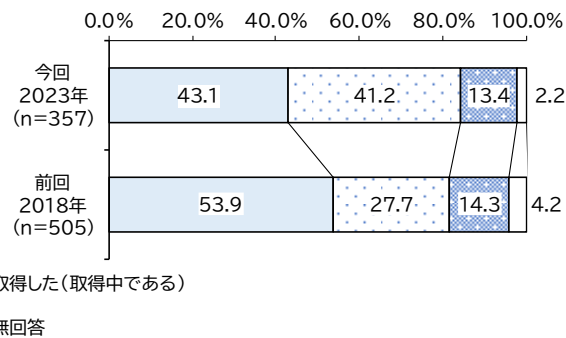
① 母親の育児休業取得状況

就学前児童の母親は 53.6%、小学生の母親は 41.2%が育児休業を「取得した」と回答しており、2018 年時に比べて取得した割合が増加しています。

<就学前>

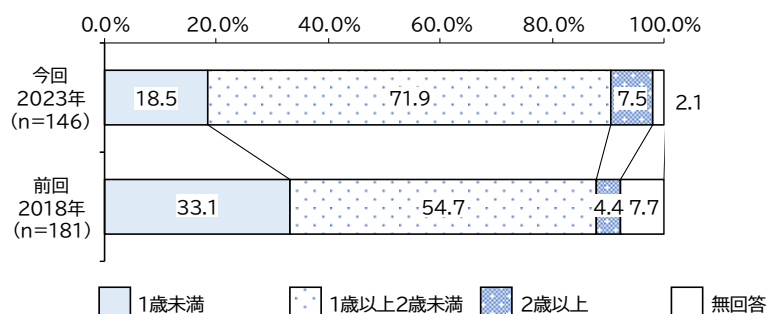


<小学生>



② 母親が育児休業からの復帰した時の子どもの年齢(就学前)

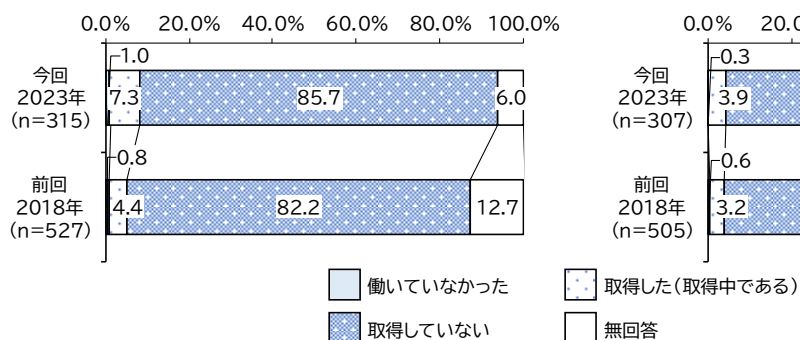
育児休業から復帰した時の子どもの実際の年齢は、2018 年時に比べると「1歳未満」が大きく減少し、「1歳以上2歳未満」が増加しています。



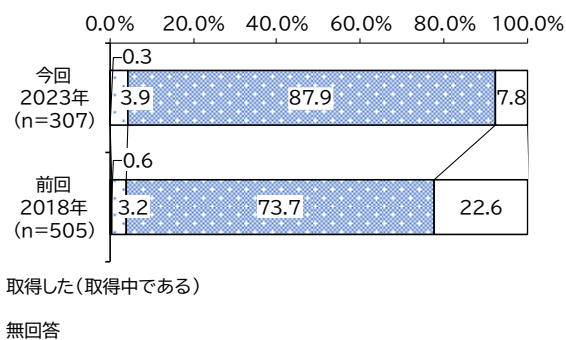
③ 父親の育児休業取得状況

父親の育児休業取得率は、2018 年時に比べて就学前児童、小学生ともに父親の「取得していない」の回答が増加しています。

<就学前>



<小学生>

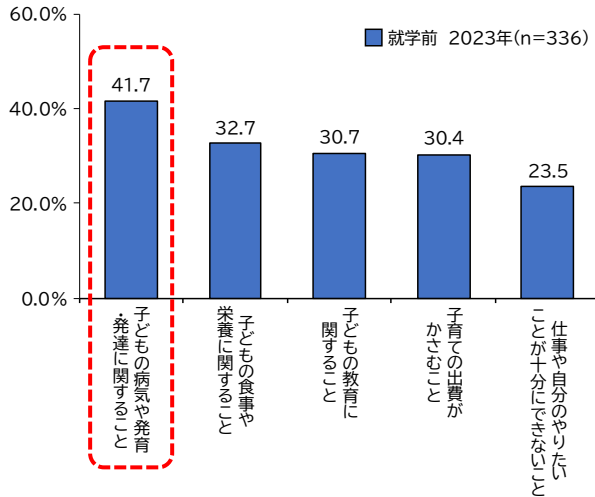


(8)子育て全般について

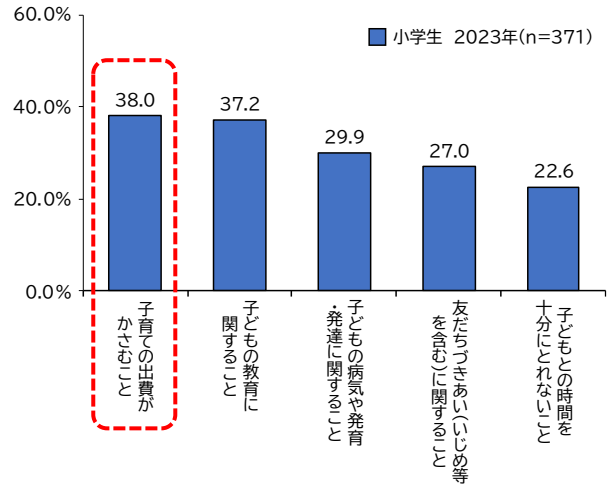
①日常的な悩みや気になること(上位5位)

日常的な悩みや気になることについて、就学前では「子どもの病気や発育・発達に関すること」が41.7%、小学生では「子育ての出費がかさむこと」が38.0%と最も高くなっています。

<就学前>



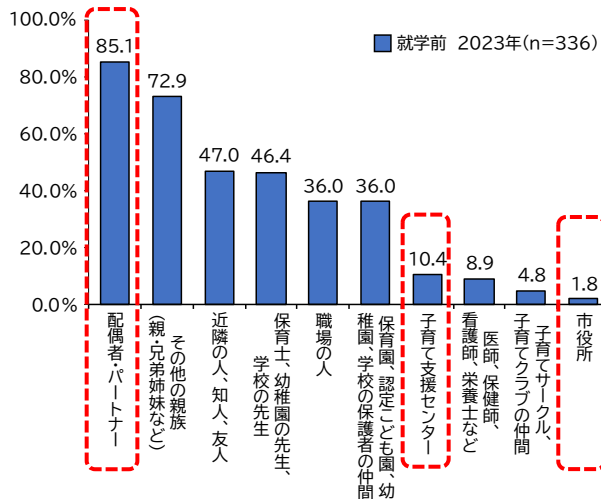
<小学生>



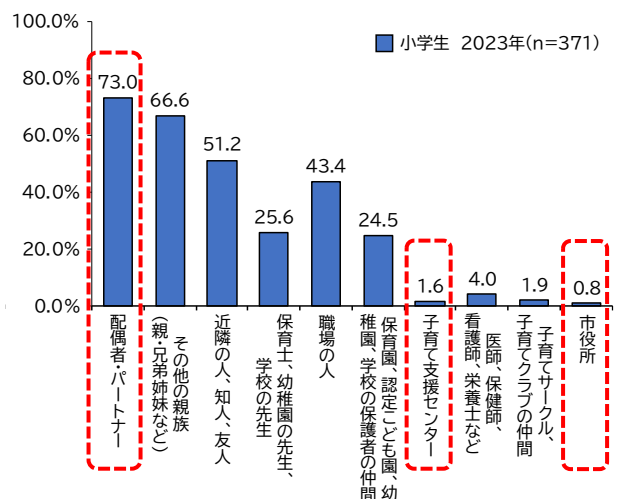
②気軽に相談できる相手(上位10位)

気軽に相談できる相手について「配偶者・パートナー」と回答する割合が、就学前では85.1%、小学生では73.0%と最も高くなっています。その一方で、子育て支援センターや市役所と回答する割合は、就学前・小学生ともに低くなっています。

<就学前>

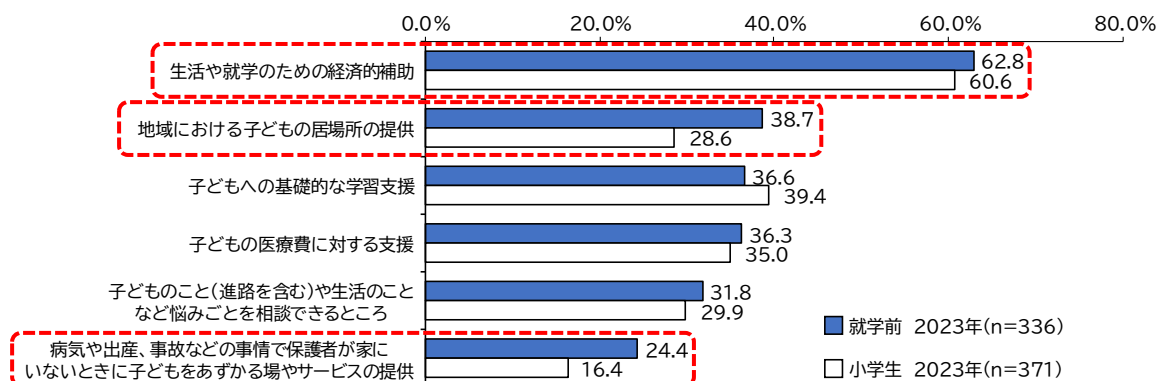


<小学生>



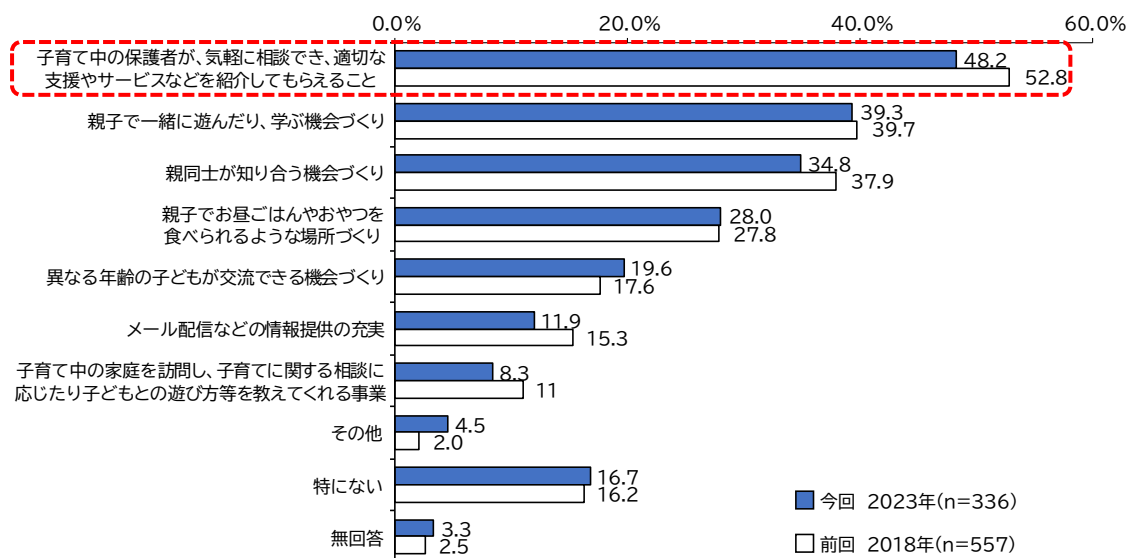
③現在または将来にあるとよい支援(上位6位)

保護者が求める支援は、「生活や就学のための経済的補助」が最も高くなっています。一方で、「地域における子どもの居場所の提供」と「病気や出産、事故などの事情で保護者が家にいないときに子どもをあずかる場やサービスの提供」が、就学前は小学生に比べて高く、その差は8ポイント以上となっています。



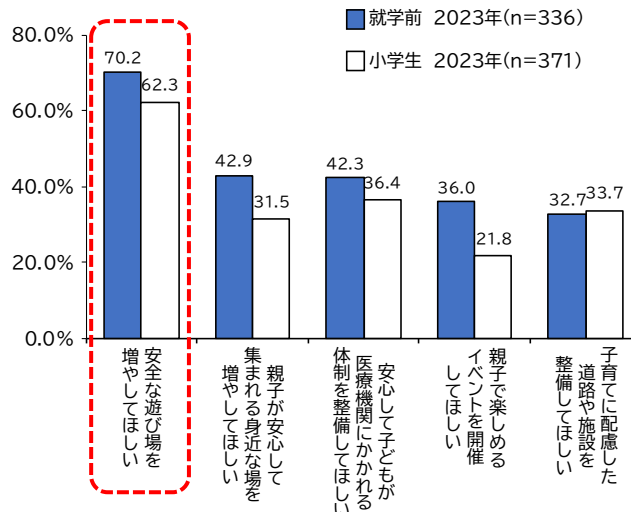
④周囲(身近な人、行政担当者等)からして欲しいサポート(就学前)

周囲のサポートとしては、「子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえること」が最も高くなっています。



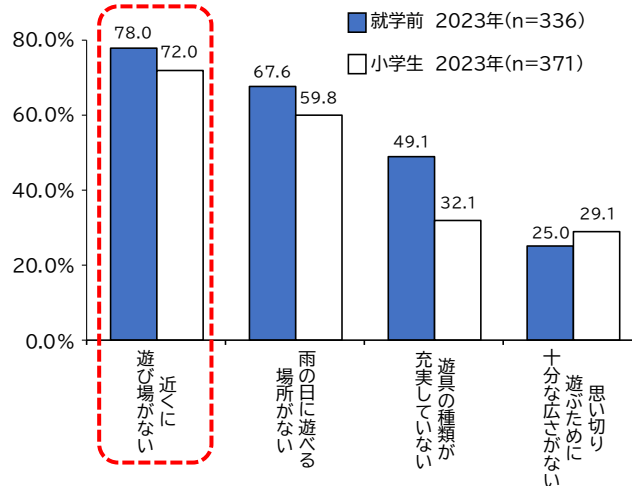
⑤充実させて欲しい子育て支援(上位5位)

充実させて欲しい子育て支援について、就学前・小学生ともに「安全な遊び場を増やしてほしい」が最も高くなっています。



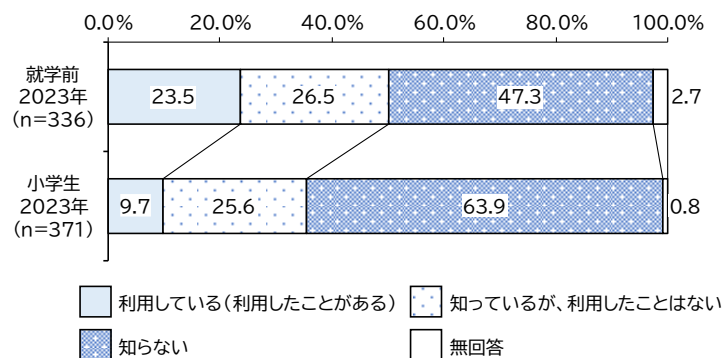
⑥家の近くの子どもの遊び場に日頃感じること(上位4位)

家の近くの子どもの遊び場に日頃感じることについて、「近くに遊び場がない」が最も高くなっています。



⑦「安芸高田市こども発達支援センターおひさま」について

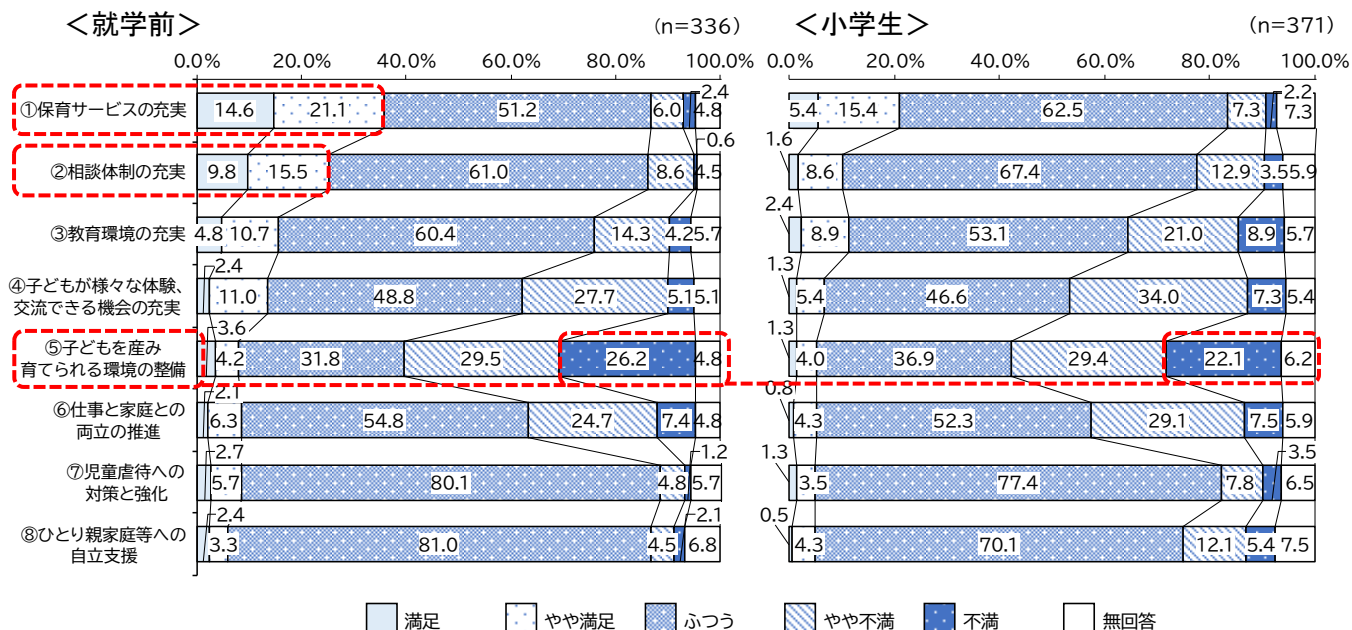
「安芸高田市こども発達支援センターおひさま」の認知度は「知らない」が就学前では約5割、小学生では6割以上と認知度が低くなっています。一方で、「利用している(利用したことがある)」では就学前は小学生に比べて高くなっています。



⑧子育て環境の現状の満足度

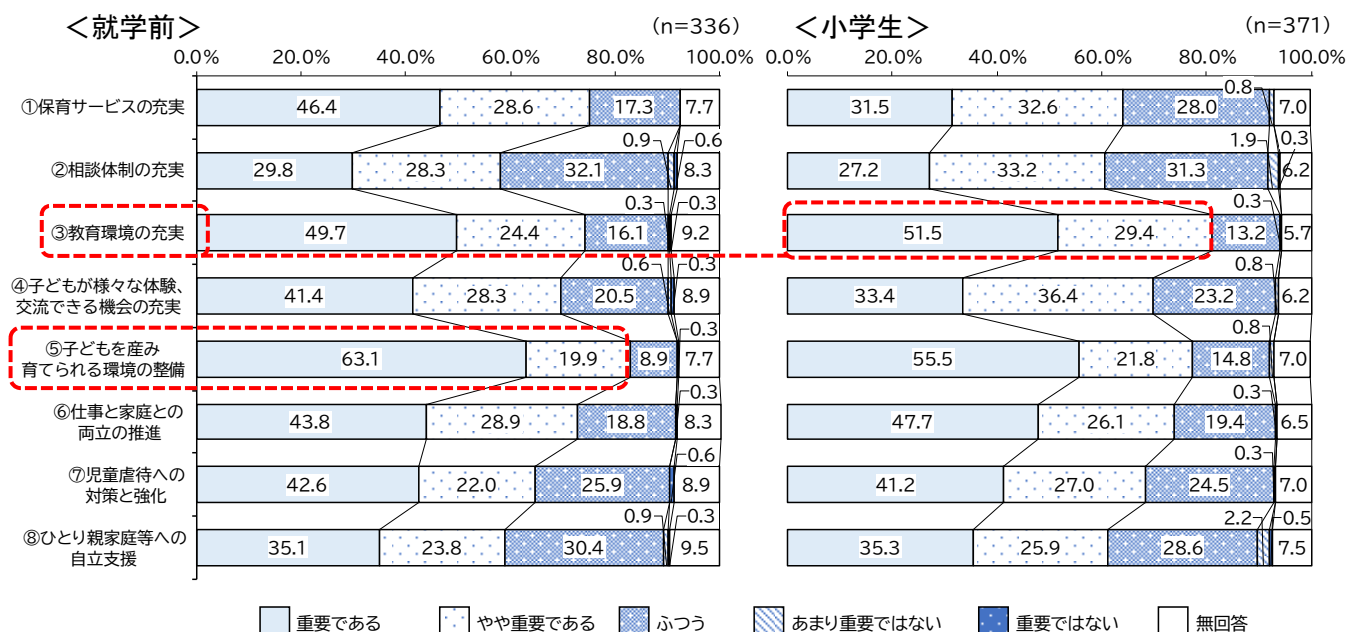
子育て環境の満足度について、各項目の満足度は就学前・小学生ともに満足していると回答した人は、少ない傾向にあります。また、「①保育サービスの充実」と「②相談体制の充実」では満足していると回答が、就学前は小学生に比べて高くなっています。

また、就学前・小学生ともに「子どもを産み育てられる環境の整備」の不満だと回答する人が最も高くなっています。



⑨環境の今後の重要度

今後の重要度について、就学前は「子どもを産み育てられる環境の整備」が8割以上と最も多くなっていますが、小学生は「教育環境の充実」が8割以上で最も多くなっています。



7 現状課題と評価に基づく今後の方向性

(1)教育・保育施設について

評価 認可保育園の利用は半数程度となっており、認定こども園を希望する人が大幅に増加している。幼稚園や保育園の空きが無いとの回答割合は、前回調査と変わらず低い。(25 頁参照)

評価 教育環境の充実について重要(やや重要を含む)だと考える保護者は、就学前では7割以上、小学生では8割以上にのぼる。(33 頁参照)

今後の方向性

引き続き、利用者のニーズに応じた柔軟な教育・保育サービスを提供することが望まれます。それと同時に、教育環境のさらなる充実が求められます。

(2)子育て支援事業について

課題 放課後児童クラブは就学前・小学生の保護者ともに認知度が高いが、一方でオンラインおしゃべり広場を知らない保護者が多い。(27、28 頁参照)

評価 放課後児童クラブの利用者は、低学年では増減を繰り返しながら推移しており、高学年では年度によって変動はあるが増加傾向にある。放課後児童クラブに対する要望については、前回調査よりも開所時間の延長を希望する割合が高い。(19、28 頁参照)

今後の方向性

健診や相談会を除く子育て支援サービス、事業の内容を知らない人が多く、必要とする人に十分な支援が行き届いていない可能性があるため、事業内容の周知が必要です。また、利用者の声を反映した事業内容の見直しと改善が求められます。

(3)相談先について

課題 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の内容を知らない人が半数以上の割合となっている。その一方で、気軽に相談ができる場所や親子で一緒に学ぶ機会を望む保護者が多い。(27、31 頁参照)

課題 保護者の子育ての悩みに関する相談先は、家族や友人等の身近な人が多く、子育て支援センターや市役所は十分に活用されていない。(30 頁参照)

課題 子どもの相談相手は、親や学校の友達、学校の先生との回答が多い中、婚姻状況別でみると、中学生のひとり親世帯で親へ相談するとの回答が、小学5・6年生と比較して減少しており、婚姻状況によって相談環境に差がみられる。(11 頁参照)

今後の方向性

より多くの方が子育て支援センターを相談先として活用できるよう、効果的な情報発信が必要です。また、相談先の多様化を図り、利用者のニーズに応えられるよう子育て世帯の包括的な支援体制の構築が望まれます。

(4)こどもの貧困について

課題 経済的に生活が苦しいと回答した家庭が3割以上おり、その家庭では、教育費や生活費だけでなく、子育て・教育に関しても不安や悩みを抱えている傾向にある。(23 頁参照)

今後の方向性

経済的な支援を行うだけでなく、教育サポートを充実させ、学習支援プログラムや家庭相談窓口を設置し、親子それぞれの不安解消につながる支援体制の構築が必要です。

(5)妊娠・出産の環境について

- 課題 出生数が年々減少しており、他市町からの転入者よりも転出者の方が多く、人口動態の減少が続いている。(4頁参照)
- 評価 母子保健事業では、各種健康診査の受診率は高い割合で推移しており、産後ケア事業や産前産後サポート事業の利用者は大幅に増加している。(22頁参照)
- 課題 半数以上の保護者がすすく教室事業の内容を知らず、およそ3割の保護者が妊婦健康相談の内容を知らない。(27頁参照)

今後の方向性

出産・育児支援事業の広報の強化と内容の周知が求められます。また、育児環境の向上や魅力のある住居環境の提供を通して、転入者支援を進め、子育て世代の定住を促す必要があります。

(6)子育てと仕事の両立について

- 評価 安芸高田市的女性就業率はほとんどの年齢層で広島県を上回っており、出産・子育ての年齢層でも就業率が落ち込むことなく推移している。(10頁参照)
- 課題 前回調査と比較して、就労している母親が増加しており、母親の育児休業取得率も上昇している。その一方で、父親の育児休業は「取得していない」の回答が増加している。(24、29頁参照)

今後の方向性

女性の就労や育児休業の利用が進んでいる一方で、父親の育児休業取得率に課題があります。男性向けの育児支援プログラムの提供や、企業内で育児休業取得奨励策を導入する等、男女ともに育児しやすい環境整備が必要です。

(7)子どもの居場所について

- 課題 地域で子どもが安心して過ごすことが出来る場所へのニーズは、前回調査と変わらず強い。近くに安心して遊べる場所がないという不満が一番多く、その他雨の日に遊べる場所がないという不満も挙げられている。(32頁参照)
- 評価 13か所の幼稚園、保育園で園庭開放を実施しており、2023年度は延べ参加者数が622人と、直近の減少傾向にあった状況からやや回復した。(21頁参照)

今後の方向性

地域全体の見守りにより、子どもが気軽に安心して遊べる場所の確保が求められます。また、園庭開放の参加者数は回復傾向にありますが、天候に左右されない遊び場の確保も必要です。

(8)支援が必要な家庭について

- 課題 就学前の保護者では「子どもの病気や発育・発達に関すること」、小学生の保護者では「子どもの教育や子育て費用に関すること」で多くの悩みを抱えている。(30頁参照)
- 課題 就学前・小学生の保護者ともに安芸高田市こども発達支援センターや療育教室の認知度が低い。(27、32頁参照)
- 課題 ヤングケアラーについて、小学生5・6年生、中学生ともに認知度が低い。(12頁参照)

今後の方向性

支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援を届けることが求められます。健診やイベントをきっかけに、支援施設や事業の認知度を高めるとともに、子どもに対するヤングケアラーの認知度も高める必要があります。それと同時に様々な機会・場所で相談体制の強化が必要です。

第3章 | 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「第2次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」では、基本理念を「こどもたちの 夢と未来がふくらむ 安芸高田」とし、地域・家庭・行政の協働により、次世代を担うすべての子どもと子育て世帯のための環境の整備・充実を推進してきました。

本計画においても、地域・家庭・行政が協働することで、より一層充実した子育て環境づくりを進めます。また、安芸高田市で生まれた子が、地域で健やかに成長し、親となって子どもを育て、未来に向かって希望と可能性を広げることを目指しています。

これにより、本計画の基本理念は、前回は踏襲し「こどもたちの 夢と未来がふくらむ 安芸高田」と定めます。

こどもたちの 夢と未来がふくらむ 安芸高田

子ども・子育て支援に基づく 基本理念	子どもの最善の利益が実現され、子育てに喜びや生きがいを感じることができ、地域で安心して子育て・子育てができる環境が整備された子どもも親も輝く社会の実現
子ども・子育て支援事業計画 における基本理念	こどもたちの 夢と未来がふくらむ 安芸高田



2 計画の基本目標

基本目標1 子育て家庭への支援の充実

多様化するライフスタイルに対応した教育・保育事業、子育て支援事業の充実を図るとともに、子どもの成長を支える専門性や教職員の質を向上させ、教育・保育の質の向上を図ります。

また、子育て家庭の経済的負担を軽減するための助成を行うとともに、経済的に困窮な家庭に対し、教育、健康等多方面から支援を行います。

これらのサービス、支援を必要とする人が効果的に活用できるように、各サービス、支援の認知度を向上させます。また、子育てに関する正確で信頼性のある情報を提供することにより、すべての子育て家庭が孤立せず、地域全体で支え合う社会を築くことを目指します。

基本目標2 地域で支える子育て環境の整備

地域子育て支援拠点の整備と活用を推進させるため、子育て支援センターを中心に、子育て支援ネットワークを強化します。

また、柔軟な働き方の推進により、育児の幸せを共有しながら子育てに取り組むことができるように、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。

地域全体で子どもを育むため、子育てに優しいインフラ整備に努め、交通事故や犯罪等の被害にあうことのない安全・安心な地域づくりを目指します。加えて、近年の頻発する災害をうけ、災害時における避難や安全の確保に努めます。

基本目標3 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

妊娠期から子育て期まで、妊婦健診の充実や産後ケアの提供等を通して、ライフステージに応じた切れ目ない支援を提供します。また、子育て支援センターをはじめ、その他の相談窓口の周知徹底や利用のきっかけづくりを進めます。

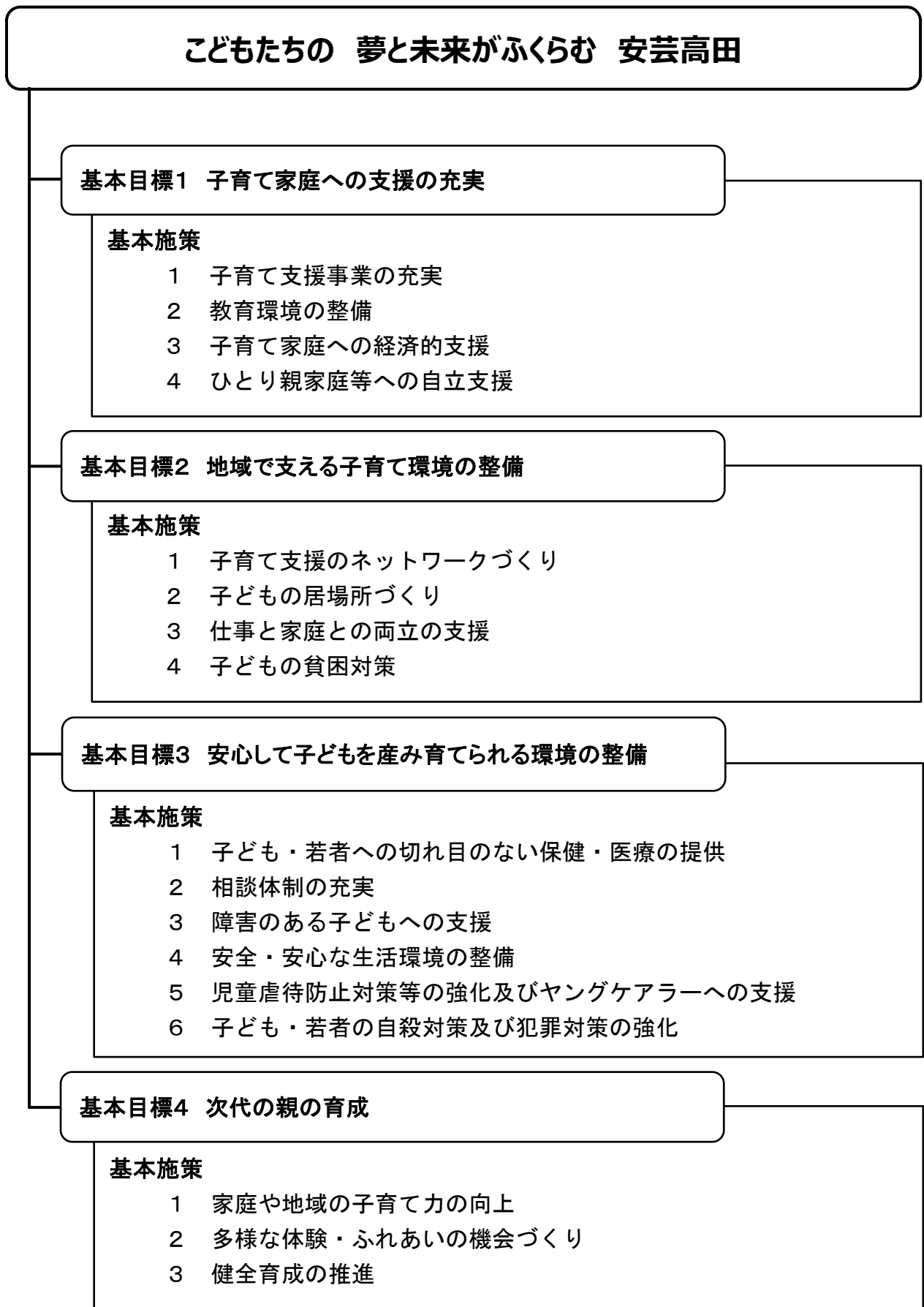
児童虐待の早期発見・対応や障害のある子どもへの早期療育、ヤングケアラー等の支援を求めづらい状況にある子どもの SOS を受け止め、必要な支援を届けることができるよう関係機関との連携を深め、地域全体で見守る環境づくりに努めます。

基本目標4 次代の親の育成

すべての子どもの個性を認め合い、互いに思いやりと尊重の心を育み、子どもたちが健やかに成長するための環境づくりを目指します。地域で多様な体験活動や交流活動等を行い、世代間のつながりの形成や、若い世代における子育てや家庭の大切さの理解を深めます。

次代を担う若い世代が、地域全体の支え合いの中で、結婚や妊娠、出産、子育てを身近なものとして考えたり、子育てに対する前向きな意識を育むために、子どもと接する機会や子育てを学べる場を提供します。

3 施策の体系



第4章 | 事業量の見込みと確保方策

1 区域設定の考え方

- 区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要があります。
- その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることをふまえて設定します。
- 旧町単位、地区単位、中学校単位、小学校単位等、ニーズ調査結果等を分析して、比較検討します。
- 本市では、第2次計画から引き続き、市全域を1つの教育・保育の提供区域とします。

2 保育の必要性の認定

- 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育の必要性あり)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 小規模保育事業



3 教育・保育の見込みと提供体制

○これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定します。

○教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

■提供体制の確保内容(確保方策)

(教育・保育施設)幼稚園、保育園、認定こども園
 (地域型保育事業)小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※①②については、次の数値を記載しています。

①量の見込み
 ニーズ調査によって得られた量の見込みから、3号認定の量の見込みを精査した数値を記載しています。

②確保内容
 参考として保育園及び幼稚園の定員数を記載しています。

【市全域】

提供区域	年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定	
				教育ニーズ	保育	1・2歳児	0歳児
市全域	2025年度	量の見込み①(人)	56	5	298	173	36
		確保の内容②(人)	202		412	217	44
		差引②-①(人)	141		114	44	8
	2026年度	量の見込み①(人)	52	5	276	170	35
		確保の内容②(人)	202		412	217	44
		差引②-①(人)	145		136	47	9
	2027年度	量の見込み①(人)	50	5	269	169	34
		確保の内容②(人)	202		412	217	44
		差引②-①(人)	147		143	48	10
	2028年度	量の見込み①(人)	48	4	256	166	33
		確保の内容②(人)	202		412	217	44
		差引②-①(人)	150		156	51	11
2029年度	量の見込み①(人)	47	4	252	162	33	
	確保の内容②(人)	202		412	217	44	
	差引②-①(人)	151		160	55	11	

3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」は次のとおりです。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①3号認定確保量(人)	261	261	261	261	261
②0～2歳児童数(人)	313	308	304	297	291
保育利用率(①/②)(%)	83.4	84.7	85.9	87.9	89.7

【区域別】

※区域別の人口推計の合計が市全域の人口推計の値と異なるため、教育・保育の量の見込みの合計も一致しない。

提供区域	年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定	
				教育ニーズ	保育	1・2歳児	0歳児
吉田区域	2025年度	量の見込み①(人)	22	2	120	77	16
		確保の内容②(人)	45		146	88	16
		差引②-①(人)	21		26	11	0
	2026年度	量の見込み①(人)	20	2	109	78	16
		確保の内容②(人)	45		146	88	16
		差引②-①(人)	23		37	10	0
	2027年度	量の見込み①(人)	20	2	107	74	16
		確保の内容②(人)	45		146	88	16
		差引②-①(人)	23		39	14	0
	2028年度	量の見込み①(人)	20	2	107	73	16
		確保の内容②(人)	45		146	88	16
		差引②-①(人)	23		39	15	0
	2029年度	量の見込み①(人)	20	2	106	72	16
		確保の内容②(人)	45		146	88	16
		差引②-①(人)	23		40	16	0

提供区域	年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定	
				教育ニーズ	保育	1・2歳児	0歳児
八千代区域	2025年度	量の見込み①(人)	9	1	42	22	4
		確保の内容②(人)	100		42	24	4
		差引②-①(人)	90		0	2	0
	2026年度	量の見込み①(人)	8	1	42	20	4
		確保の内容②(人)	100		42	24	4
		差引②-①(人)	91		0	4	0
	2027年度	量の見込み①(人)	8	1	41	24	4
		確保の内容②(人)	100		42	24	4
		差引②-①(人)	91		1	0	0
	2028年度	量の見込み①(人)	7	1	40	24	4
		確保の内容②(人)	100		42	24	4
		差引②-①(人)	92		2	0	0
	2029年度	量の見込み①(人)	8	1	41	24	4
		確保の内容②(人)	100		42	24	4
		差引②-①(人)	91		1	0	0

提供区域	年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定	
				教育ニーズ	保育	1・2歳児	0歳児
美土里区域	2025年度	量の見込み①(人)	5	0	26	10	2
		確保の内容②(人)	9		44	21	6
		差引②-①(人)	4		18	11	4
	2026年度	量の見込み①(人)	4	0	23	9	2
		確保の内容②(人)	9		44	21	6
		差引②-①(人)	5		21	12	4
	2027年度	量の見込み①(人)	4	0	20	10	2
		確保の内容②(人)	9		44	21	6
		差引②-①(人)	5		24	11	4
	2028年度	量の見込み①(人)	3	0	15	10	2
		確保の内容②(人)	9		44	21	6
		差引②-①(人)	6		29	11	4
2029年度	量の見込み①(人)	3	0	14	10	2	
	確保の内容②(人)	9		44	21	6	
	差引②-①(人)	6		30	11	4	

提供区域	年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定	
				教育ニーズ	保育	1・2歳児	0歳児
高宮区域	2025年度	量の見込み①(人)	5	0	26	18	4
		確保の内容②(人)	18		88	38	6
		差引②-①(人)	13		62	20	2
	2026年度	量の見込み①(人)	7	1	35	16	4
		確保の内容②(人)	18		88	38	6
		差引②-①(人)	10		53	22	2
	2027年度	量の見込み①(人)	7	1	35	17	3
		確保の内容②(人)	18		88	38	6
		差引②-①(人)	10		53	21	3
	2028年度	量の見込み①(人)	6	1	31	15	3
		確保の内容②(人)	18		88	38	6
		差引②-①(人)	11		57	23	3
	2029年度	量の見込み①(人)	5	0	29	14	3
		確保の内容②(人)	18		88	38	6
		差引②-①(人)	13		59	24	3

提供区域	年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定	
				教育ニーズ	保育	1・2歳児	0歳児
甲田区域	2025年度	量の見込み①(人)	9	1	48	28	6
		確保の内容②(人)	15		66	28	6
		差引②-①(人)	5		18	0	0
	2026年度	量の見込み①(人)	8	1	43	28	6
		確保の内容②(人)	15		66	28	6
		差引②-①(人)	6		23	0	0
	2027年度	量の見込み①(人)	8	1	41	28	5
		確保の内容②(人)	15		66	28	6
		差引②-①(人)	6		25	0	1
	2028年度	量の見込み①(人)	8	1	41	28	5
		確保の内容②(人)	15		66	28	6
		差引②-①(人)	6		25	0	1
	2029年度	量の見込み①(人)	8	1	41	26	5
		確保の内容②(人)	15		66	28	6
		差引②-①(人)	6		25	2	1

提供区域	年度	項目	1号認定	2号認定		3号認定	
				教育ニーズ	保育	1・2歳児	0歳児
向原区域	2025年度	量の見込み①(人)	7	1	32	19	3
		確保の内容②(人)	15		32	22	6
		差引②-①(人)	7		0	3	3
	2026年度	量の見込み①(人)	6	1	32	22	3
		確保の内容②(人)	15		32	22	6
		差引②-①(人)	8		0	0	3
	2027年度	量の見込み①(人)	7	1	32	20	3
		確保の内容②(人)	15		32	22	6
		差引②-①(人)	7		0	2	3
	2028年度	量の見込み①(人)	7	1	32	19	3
		確保の内容②(人)	15		32	22	6
		差引②-①(人)	7		0	3	3
	2029年度	量の見込み①(人)	8	1	32	19	3
		確保の内容②(人)	15		32	22	6
		差引②-①(人)	6		0	3	3

4 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園への移行に必要な支援と認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- 認定こども園は幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持つ施設です。利用者の就労状況に関わらず利用ができるため、保護者の就労状況等に変化があった場合も、継続して利用することができるという利点があります。中でも幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する”単一の施設”として制度が設計されています。
- 認定こども園への移行は、利用者ニーズを踏まえた上で、各幼稚園や保育園の設置者が判断することとなりますが、現在の幼稚園や保育園が認定こども園に移行するには、既存施設の改修や整備、職員体制の確保等が必要です。また、地域のニーズに応じた柔軟な対応が求められ、自治体や関係機関と連携して支援を行うことが重要です。
- 認定こども園の普及に関しては、子どもの最善の利益を追求し、保護者のニーズに応じた多様な教育・保育の選択肢を提供するという基本的な考え方に基づいています。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付制度とは、保育の必要性がある子育て世帯に対し、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育、新制度に移行していない幼稚園(新制度未移行幼稚園)等を利用する方が幼児教育・保育の保育料無償化(軽減)の給付を受けられる制度です。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握については、認可権限や指導監督権限を持つ広島県による立ち入り調査等にも同行する等、広島県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。



5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1)利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

○算出の考え方

2019年度から2023年度の実績に基づき算出。

【市全域】

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
②確保の内容(箇所)	1	1	1	1	1
②-①(箇所)	0	0	0	0	0

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

○算出の考え方

①調査結果から、以下の「ア。」または「イ。」の合計が回答者数に占める割合を算出。

ア. 地域子育て支援拠点事業を利用している者(現在保育園を利用している児童を除く)

イ. 地域子育て支援拠点事業を利用していないが、「今後利用したい」と回答した者
(現在保育園を利用している児童を除く)

②上記ア・イの利用日数及び利用希望日数から、ひと月あたりの平均利用日数を算出。

③2025年度～2029年度の推計児童数(0～2歳)に①及び②を乗じ、月間延べ利用者数の見込みを算出。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(人回/月)	756	744	734	718	703
②確保の内容(人回/月)	756	744	734	718	703
実施箇所(箇所)	9	9	9	9	9
②-①(人回/月)	0	0	0	0	0

(3)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、(ア)健康状態の把握、(イ)検査計測、(ウ)保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

○算出の考え方

人口推計値の各年の0歳児人口数として算出。

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み(人/年)	102	100	97	95	94
②確保の内容(人/年)	102	100	97	95	94
②-①(人/年)	0	0	0	0	0

【参考】妊婦健康診査(再掲)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
受診実人数(人/年)	114	111	108	109	81

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

○算出の考え方

人口推計値の各年の0歳児人口数として算出。

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み(人/年)	102	100	97	95	94
②確保の内容(人/年)	102	100	97	95	94
②-①(人/年)	0	0	0	0	0

【参考】家庭訪問件数(再掲)

		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
家庭訪問件数	妊婦(件)	2	7	19	58	77
	産婦(件)	134	104	119	103	98
	新生児・乳児(件)	134	108	122	112	110
	幼児(件)	10	10	11	9	2

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居住を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

○算出の考え方

2019年度から2023年度の実績に基づき、年度ごとの実績に変動があるものの最大のニーズに対応していくこととして算出。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(人)	3	3	3	3	3
②確保の内容(人)	3	3	3	3	3
②-①(人)	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

○算出の考え方

- ①調査結果から、夜間(泊りがけ)に子どもを預ける事業の利用を希望している者の回答者数に占める割合を算出。
- ②上記の利用希望日数から、1年あたり平均利用日数を算出。
- ③2025年度～2029年度の推計児童数(0～5歳)に①及び②を乗じ、年間延べ利用者数の見込みを算出。

※見込み量の算出において、第2次計画では「実際の経験」を基にしていたものが、第3次計画では「利用希望」へと変更になったため、第2次見込み量と比較し大幅に増加している。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(人日/年)	833	794	779	749	736
②確保の内容(人日/年)	833	794	779	749	736
②-①(人日/年)	0	0	0	0	0

(7)ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○算出の考え方

- ① 過去5年間の依頼会員数と児童人口から、人口に対する平均依頼会員割合を算出。
- ② 過去5年間の依頼会員数と延べ利用者数から、平均利用日数を算出。
- ③ 2025年度～2029年度の推計児童数(0～5歳)に①を乗じ、利用者数の見込みを算出。
- ④ ③に②を乗じ、年間の量の見込みを算出。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(人日/年)	434	410	383	367	348
②確保の内容(人日/年)	434	410	383	367	348
②-①(人日/年)	0	0	0	0	0

【参考】ファミリー・サポート・センター実績(再掲)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
依頼会員数(人)	63	59	55	43	47
協力会員数(人)	55	52	49	45	48
両方会員数(人)	4	4	3	2	4
延べ利用者数(人日/年)	575	1,101	712	246	193

【参考】児童人口(再掲)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
児童人口(人)	2,275	2,204	2,106	2,025	1,925

【参考】依頼会員割合及び平均利用日数

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	5カ年分の平均値
依頼会員割合(%) (依頼会員数÷児童人口)	2.77	2.68	2.61	2.12	2.44	2.52
平均利用日数(日) (延べ利用者数÷依頼会員数)	9.13	18.66	12.95	5.72	4.11	10.11

【参考】推計児童人口

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
推計児童人口(人)	1,702	1,607	1,502	1,438	1,364

(8)-1 一時預かり事業(幼稚園・認定こども園(教育認定)における在園児を対象)

幼稚園もしくは認定こども園に入園している幼児を対象に、通常の教育時間後に預かり保育を行う事業です。

○算出の考え方(1号)

- ①調査結果から1号認定に該当する子どもの保護者のうち、不定期預かり事業の利用を希望している者の割合を算出。
- ②調査結果から、年間平均利用日数を算出。
- ③2025年度～2029年度の推計児童数(0～5歳)に①及び②を乗じ、年間延べ利用者数の見込みを算出。

○算出の考え方(2号)

- ①調査結果から2号認定に該当する子どもの保護者の年間就労日数を算出。
- ②2025年度～2029年度の推計児童数(3～5歳)に①を乗じ、年間延べ利用者数の見込みを算出。

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1号(人日/年)	1,079	1,001	975	925	911
	2号(人日/年)	1,240	1,150	1,120	1,064	1,047
②確保の内容(人日/年)		2,319	2,151	2,095	1,989	1,958
②-①(人日/年)		0	0	0	0	0

(8)-2 一時預かり事業(保育施設での預かりが対象)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所(園)、認定こども園、地域子育て支援拠点、その他の場所において、一時的な預かりや必要な保育を行う事業です。

○算出の考え方

- ①調査結果から教育・保育事業を利用していない子どもの保護者のうち、不定期預かり事業の利用を希望している者の割合を算出。
- ②調査結果から、年間平均利用日数を算出。
- ③2025年度～2029年度の推計児童数(0～5歳)に①及び②を乗じ、年間延べ利用者数の見込みを算出。

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(人日/年)		761	725	711	684	672
②確保の内容(人日/年)		761	725	711	684	672
②-①(人日/年)		0	0	0	0	0

【参考】幼稚園の預かり保育の状況(再掲)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
延べ利用者数(人日/年)	1,493	1,460	1,606	1,542	1,999

【参考】一時保育(再掲)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
延べ利用者数(人日/年)	525	737	622	382	509

【参考】ファミリー・サポート・センター事業(再掲)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
依頼会員数(人)	63	59	55	43	47
協力会員数(人)	55	52	49	45	48
両方会員数(人)	4	4	3	2	4
延べ利用者数(人日/年)	575	1,101	712	246	193

(9)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

○算出の考え方

- ①調査結果から2号認定(保育利用)及び3号認定に該当する子どもの保護者のうち、施設等の利用終了時間について、18時30分以降を希望する者の割合を算出。
- ②2025年度～2029年度の推計児童数(0～5歳)に①の割合を乗じ、利用者数の見込みを算出。

【市全域】

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①量の見込み(人/年)	130	124	122	117	115
②確保の内容(人/年)	130	124	122	117	115
②-①(人/年)	0	0	0	0	0

【参考】延長保育(再掲)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
延べ利用者数(人日/年)	1,297	3,066	2,728	2,426	2,201

(10)病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

○算出の考え方

①調査結果から以下の合計が回答者に占める割合を算出。

ア.病気やケガで保育施設を利用できず、父母のいずれかが仕事を休んだ者のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した者

イ.病気やケガで保育施設等を利用できなかったときに、「ファミリー・サポート・センターを利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した者

ウ.問 10-1 で選択肢1「祖父母、友人等の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することはない」と回答した者は除外する

②上記ア・イの利用希望日及び利用日数から、年間平均利用日数を算出。

③2025年度～2029年度の推計児童数(0～5歳)に①及び②を乗じ、年間延べ利用者数の見込みを算出。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(人日/年)	214	204	200	193	189
②確保の内容(人日/年)	214	204	200	193	189
②-①(人日/年)	0	0	0	0	0

【参考】病児・病後児保育実績

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
延べ申込者数	40	21	51	40	55
利用者数	14	9	14	15	25
延べ利用者数	20	19	30	25	40
キャンセル数	20	2	21	15	15

【参考】一人当たりの平均利用日数

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	5カ年分の 平均値
一人当たりの平均利用日数(日)	1.43	2.11	2.14	1.67	1.60	1.79

【参考】推計児童人口

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
推計児童人口(人)	1,702	1,607	1,502	1,438	1,364

(11)放課後児童クラブ事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

○算出の考え方

- ①小学生において、放課後児童クラブを「利用している」または「利用したい」を選択した者の割合を学年別・家庭類型別に算出。
- ②2025年度～2029年度の推計児童数(6～11歳)に①の割合を乗じ、利用者数の見込みを算出。

【市全域】

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の 見込み	1年生(人/年)	104	101	84	91	80
	2年生(人/年)	98	86	83	69	75
	3年生(人/年)	111	103	91	88	73
	4年生(人/年)	57	61	56	49	48
	5年生(人/年)	77	61	64	59	52
	6年生(人/年)	26	27	21	22	21
	計(人/年)	473	439	399	378	349
②確保の内容(人/年)		615	615	615	615	615
②-①(人/年)		142	176	216	237	266

【参考】放課後児童クラブの状況(再掲)

市全域		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
低学年	利用者数(人/年)	424	341	363	338	344
	実施箇所(箇所)	9	9	9	9	9
高学年	利用者数(人/年)	237	167	179	185	189
	実施箇所(箇所)	9	9	9	9	9



(12)子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

○算出の考え方

- ①2024年度時点の本事業の利用が望ましい世帯数と0～17歳の児童人口から、人口に対する利用割合を算出。
- ②2025年度～2029年度の推計児童数(0～17歳)に①の割合と平均利用日数(上限20回)を乗じ、年間延べ利用者数の見込みを算出。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(人日/年)	153	147	141	135	128
②確保の内容(人日/年)	153	147	141	135	128
②-①(人日/年)	0	0	0	0	0

(13)児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待の防止や一時保護解除の家庭への円滑な復帰を図ることを目的とする事業です。

○算出の考え方

- ①2024年度時点の本事業の利用が望ましい児童数と6～17歳の児童人口から、人口に対する利用割合を算出。
- ②2025年度～2029年度の推計児童数(6～17歳)に①の割合を乗じ、利用者数の見込みを算出。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(人)	6	6	5	5	5
②確保の内容(人)	6	6	5	5	5
②-①(人)	0	0	0	0	0

(14)親子関係形成支援事業【新規】

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

○算出の考え方

①2024年度時点の本事業の利用が望ましい児童数と0～17歳の児童人口から、人口に対する利用割合を算出。

②2025年度～2029年度の推計児童数(0～17歳)に①の割合を乗じ、利用者数の見込みを算出。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(人)	1	1	1	1	1
②確保の内容(人)	1	1	1	1	1
②-①(人)	0	0	0	0	0

(15)妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

○算出の考え方

①2019年度～2022年度の妊娠届出数から2025年度～2029年度の妊娠届出数の見込みを算出。

②1組当たりの面談回数(3回)と①を乗じ、年間延べ利用者数の見込みを算出。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(回)	272	256	241	225	209
②確保の内容(回) (子育て世代包括支援センター)	272	256	241	225	209
②確保の内容(回) (上記以外で業務委託)	0	0	0	0	0
②-①(回)	0	0	0	0	0

(16)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)において、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、2026年度から全国展開を目標とする保育支援制度です。この制度は、すべての未就園児(0歳6か月～2歳児)を対象に、保護者の就労要件に関わらず、月に一定時間保育所や幼稚園、認定こども園等を利用できる仕組みとして創設されるものです。

○算出の考え方

- ①0歳6か月～2歳児の児童数(2025年度～2029年度の推計)より、保育所・認定こども園・地域型保育事業の在園児童数(2025年度～2029年度の推計)を除き、0歳6か月～2歳児の未就園児数を算出。
- ②①に月一定時間(10時間)を乗じ、ひと月当たりの必要受け入れ時間数を算出。
- ③定員一人当たりの受け入れ可能時間数を算出(月176時間(一日8時間×22日)を基本とする)。
- ④②から③を除し、必要定員数を算出。

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
0歳児	①量の見込み(人日/年)	4	4	4	4	4
	②確保の内容(人日/年)	2026年度より実施	4	4	4	4
1歳児	①量の見込み(人日/年)	2	2	2	2	2
	②確保の内容(人日/年)	2026年度より実施	2	2	2	2
2歳児	①量の見込み(人日/年)	1	1	1	1	1
	②確保の内容(人日/年)	2026年度より実施	1	1	1	1
0～2歳児	②-①(人日/年)	—	0	0	0	0

(17)産後ケア事業【新規】

産後1年未満で、心身ともに不安定で体調不良や育児不安のある母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保することを目的とする事業です。

○算出の考え方

- ①2019年度～2022年度の妊娠届出数から2024年度～2028年度の妊娠届出数の見込みを算出し、その各年度の数値を翌年の産婦数とする。
- ②2023年度の産後ケア事業利用者数と2022年度の妊娠届出数より利用割合を算出。
- ③①に②を乗じて算出した利用者数に、2023年度の平均利用日数を乗じ、年間延べ利用者数の見込みを算出。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(人日/年)	136	129	122	114	107
②確保の内容(人日/年)	136	129	122	114	107
②-①(人日/年)	0	0	0	0	0

第5章 | 行動計画

基本目標1 子育て家庭への支援の充実

基本施策1 子育て支援事業の充実

子どもが健全に成長できる保育環境の整備をはじめ、多様な支援を提供することで、保護者の負担軽減にも寄与します。また、保育サービスの充実や質の高い保育を通して、子育て家庭へのサポートを強化します。

※各事業について、どのライフステージに該当するか○印で示す。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生〜幼児期	学童期・思春期	青年期
通常保育内容の充実	幼児の発達段階に応じた保育計画に基づき、豊かな人間性を持つ子どもの育成を目指して、細やかな保育の充実を進めます。また、職員や保育士、調理士等が県や市の保育連盟による各種研修会に積極的に参加できるように促し、保育の質の向上を図ります。	子育て支援課	○		
特別保育サービスの充実	保育所等の一時預かりを希望する家庭が増加しているため、現在実施している特別保育事業をより一層充実させます。また、引き続き安全・安心な保育を行えるように保育士の確保に努めます。	子育て支援課	○		
病児保育サービスの充実	認定こども園内で運営している病児保育室において、病気回復期または回復期に至らない場合の子どもの一時預かり保育を実施し、保育士や看護師が常駐することで、安全・安心な保育を行います。また、保育施設等に事業の周知を図ります。	子育て支援課	○		
保育所・認定こども園の施設整備	老朽化した私立保育所を2園統合し、民間活力による「私立保育所」を開設しました。順次、保育施設の整備を進めていき、安全で快適な保育環境を確保できるように努めます。	子育て支援課	○		
教育・保育サービスの充実	幼児教育の質の向上に加え、より安心して教育・保育を受ける環境を整えていくため、幼稚園及び保育所、小学校の連携を強化し、育ちと学びをつなぐ幼保小連携の充実に取り組みます。	子育て支援課 学校教育課	○		

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生～ 幼児期	学童期・思春期	青年期
放課後児童クラブの充実	保護者が安心して就労できる環境と、児童に適切な遊び場及び生活の場を提供します。 待機児童数0人を目標に事業を継続します。また、利用者数が多い放課後児童クラブについては、代替施設の確保に向けて調整します。	子育て支援課	○		
保育所・認定こども園・幼稚園の園庭開放	未就園児を対象に園庭開放を実施し、地域の子育て家庭が常時利用でき、親子で楽しめる場とします。また、保護者間の交流と子育て相談について、月1～2回定期的に実施します。	子育て支援課 学校教育課	○		
養育支援訪問事業	出産後間もない時期の保護者が育児ストレスや産後うつ病等によって、子育てに不安や孤立感を抱えている場合や、児童虐待の恐れやそのリスクを抱えている場合に、家庭を訪問して育児相談や栄養相談、簡単な家事援助等を行います。また、必要とする人が利用できるように、対象者の条件緩和や実施体制の見直しを進めます。	子育て支援課			○
幼児教育アドバイザーの派遣	教育・保育に関する専門性を有する指導主事や特別支援教育・家庭教育相談員が園を訪問し、特別な配慮を要する園児への対応について連携を強化します。また、日々の教育・保育実践や研修を通して、必要な知識及び技術を習得し、園全体の質を高めます。	学校教育課	○		
産後ケア事業	産後1年未満の母親とその赤ちゃんを対象に、産後の体力回復のためのケアや発育、発達に関する相談等、育児に関するアドバイスを県助産師会に委託して実施します。	健康長寿課	○		
産前、産後サポート事業	妊婦及び産後1年未満の産婦を対象に家事及び育児の支援を行います。	健康長寿課	○		



基本施策2 教育環境の整備

学力の定着と学ぶ意欲の向上を図り、学ぶ楽しさを見出すとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な移行をサポートするため、教職員の育成を強化します。加えて、安全・安心に配慮した施設整備を推進するとともに、学校施設を地域に開放して、地域と協力して子どもを見守るための環境整備を進展させます。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生 幼児期	学童期・思春期	青年期
就学前教育連携の推進	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を強化し、乳幼児期における一貫した質の高い教育・保育の実現に向け、認定こども園事業を推進します。	子育て支援課 学校教育課	○		
「生きる力」の育成	学校では学習指導要領に則り、責任ある社会の一員として豊かに生きていくための基礎となる、知(確かな学力)・徳(豊かな人間性)・体(健康や体力)のバランスの取れた力を育てます。また、全国学力学習状況調査やその他の標準学力調査等を活用し、学力の定着状況や課題の分析をしっかりと行い、授業改善や基本的な学習習慣の改善を図ります。	学校教育課		○	
コミュニティスクール事業	地域で育てたい子ども像を共有するほか、学校や家庭、地域の連携・協力体制を強固にするため、コミュニティスクールの取り組みを発信します。これにより、コミュニティスクールの実効性を高め、地域とともにある学校づくりを推進します。	学校教育課		○	
教育施設の整備	小学校規模の学校統合は完了したため、中学校規模の適正化に向けて、保護者や市民の合意形成を得ながら学校統合に取り組みます。また、子ども達の安全・安心な教育環境を確保するため、学校教育施設及び設備を計画的に更新・改修します。	教育総務課		○	



事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生～幼児期	学童期・思春期	青年期
不登校児童生徒への支援	様々な原因で不登校となった児童・生徒に対し、早期家庭訪問の実施やスクールカウンセラー、養護教諭等のカウンセリングを通して、クラスへの復帰や別室登校ができるよう市や県の関係機関及び学校が保護者と積極的に連携を図り支援します。また、教室になじめない、あるいは不登校になりがちな児童・生徒の心の居場所として、SSR(スペシャルサポートルーム)を開設し、相談指導を通して、集団での適応力や登校意欲を高める指導方針を定めて支援します。	学校教育課		○	
インクルーシブ教育システムの構築	障害児が必要な支援を受けながら、できるだけ同じ場で共に学ぶこと(インクルーシブ教育システム)の構築を推進します。 個別の教育的ニーズに対して、自立と社会参加を見据えて、最も適切な指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。	学校教育課		○	
外国人児童生徒に対する総合学力支援事業	NPO 法人安芸高田市国際交流協会に日本語学習支援業務を委託し、外国人児童・生徒の支援をします。今後も支援者の養成を継続し、教室の安定的な運営に努めます。	社会環境課		○	
	海外からの帰国児童生徒及び外国人児童・生徒で、通常の学習に困難をきたしている児童・生徒に日本語指導を継続実施します。また、該当児童・生徒、保護者のニーズに応じて日本語指導の教員を配置します。	学校教育課		○	



基本施策3 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化や医療費の助成、給食費の補助等経済的な支援を推進します。各種制度の該当者が、制度やその内容を十分に理解し、受給の機会を逃すことのないように広報誌やホームページ、窓口等での周知を図ります。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生 幼児期	学童期・思春期	青年期
出産育児一時金の支給	国民健康保険に加入している方が出産したとき、世帯主を対象に 50 万円を上限に支給します(2023 年4月1日から)。ただし、他の健康保険から支給を受け取ることのできる方は、対象外となります。	保険医療課	○		
児童手当の支給	18 歳到達後の最初の年度末までの児童を養育している方を対象に、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、手当を支給します。	子育て支援課	○	○	
児童扶養手当の支給	父母の離婚等により、父または母と生計をともにしない子どもを養育する保護者を対象に支給します(※所得制限があります)。	子育て支援課	○	○	
養育医療(未熟児医療)の給付	出生時の体重が 2,000 グラム以下等の低出生体重児の子どもで入院治療の必要があると指定医療機関の医師が認めた場合、指定した医療機関での医療費の助成をします。 対象者へ家庭訪問や電話連絡を行い、乳児の成長確認を行います。 母子健康手帳交付時に妊婦健診の定期受診勧奨を行います。また、喫煙が胎児に及ぼす影響について、妊娠届出時や妊娠訪問時に周知します。	健康長寿課	○		
小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、主治医の指示により日常生活用具の給付が必要な方に日常生活用具の給付を行います(※世帯の所得に応じて負担額が定められています)。	健康長寿課	○	○	
子どもインフルエンザ予防接種助成	生後6か月から高校3年生相当を対象に1回につき1,000 円助成します(2回を上限)。	健康長寿課	○	○	○
おたふくかぜ予防接種助成	満1歳から小学校就学前までを対象に1回 6,000 円を上限に助成します。	健康長寿課	○		
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	住民税非課税世帯並びに同等所得水準である妊婦の初回産科受診料費用の助成を行います。	健康長寿課			○

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生 幼児期	学童期・思春期	青年期
保育料の軽減	ひとり親家庭や在宅障害児(者)のいる家庭を対象に、保育所の保育料軽減を行います。	子育て支援課	○		
保育料の無償化	3～5歳児の子どもの保育料を無償とします。また、住民税非課税世帯については、0～2歳児の子どもの保育料も無償とします。	子育て支援課 教育総務課	○		
主食費・副食費 (給食費)補助事業	私立・公立にかかわらず、安芸高田市に居住している3歳～5歳児の給食費を無償とします。	子育て支援課 教育総務課	○		
乳幼児医療費 の助成	0歳から18歳到達年度末までの乳幼児等が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します(※16歳～18歳に限り支給条件があります)。 今後は広報誌等へ掲載し、市民へ周知を図ります。	保険医療課	○	○	
就学援助費の支給	経済的な理由により就学が困難な子どもの保護者を対象に、学校で必要な学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、給食費、医療費(特定疾患)等の費用の一部を援助します。 国の補助内容を参考に、効果的な支援を行います。	教育総務課		○	
特別支援教育就学 奨励費の支給	市立小・中学校の特別支援学級に就学する児童及び生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、収入状況に応じて、学用品費、通学用品費、修学旅行費、給食費等の一部を支給します。 国の補助限度単価に準じ、支援を行います。	教育総務課		○	
奨学金の貸付	学習の意欲がありながら、経済的理由により学校教育法に規定する高等学校等に修学することが困難な学生を対象に、修学上必要な学資金の一部を貸付けし、修学の途を開きます。また、奨学金利用者が学校を卒業後、安芸高田市に居住している間、貸付金の返還を免除します。	教育総務課			○
重度障害者医療費 の助成	身体障害者手帳1～3級の方及び療育手帳(A)・A・(B)の方が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します(※所得制限があります)。 社会福祉課と連携しながら、該当者の把握に努めます。	保険医療課	○	○	○

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生〜幼児期	学童期・思春期	青年期
自立支援医療(育成医療)の給付	身体に障害のある子ども、または放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある子どもを対象に、当該障害を除去または軽減し、生活能力を得るための必要な医療を給付するとともに、家庭の医療費の負担軽減を図ります。また、その他の医療補助との関係について説明を行い、制度についてさらなる周知に努めます。	社会福祉課	○	○	
自立支援医療(更生医療)の給付	身体に障害のある18歳以上の人を対象に、当該障害を除去または軽減し、生活能力を得るための必要な医療を給付するとともに、家庭の医療費の負担軽減を図ります。また、その他の医療補助との関係について説明を行い、制度についてさらなる周知に努めます。	社会福祉課			○
自立支援医療(精神通院医療)の給付	在宅の精神に障害のある人が医療の確保を容易にするため、精神医療の通院医療費を給付します。	社会福祉課	○	○	○
障害児福祉手当の支給	在宅で重度の障害があり、常に介護を必要とする20歳未満の障害児を対象に、3か月に1回手当を支給します(※所得制限があります)。	社会福祉課	○	○	
特別児童扶養手当の支給	身体、知的または精神に障害のある20歳未満の子どもを家庭で扶養している方を対象に、手当を支給します(※所得制限があります)。	子育て支援課	○	○	
在宅育児世帯支給給付金の支給	保育所等に子どもを預けず、在宅育児を行っている世帯に子どもの健全育成並びに世帯の経済的負担の軽減を目的とし支給します(※支給要件があります)。	子育て支援課	○		
新規 国民健康保険税の免除	国民健康保険被保険者の方は、産前産後期間の届出をすることで4か月分の保険税を免除されます。健康長寿課及び保険医療課と連携して、該当者の把握を行います。	税務課			○
新規 国民健康保険税の減額	未就学児の均等割額について5割減額します(※対象者には自動的に減額を適用しますので、手続きの必要はありません)。	税務課	○		
新規 精神障害者医療費の助成	精神障害者保健福祉手帳1級と自立支援医療受給者証(精神通院)の両方を所持されている方が受けた外来医療費の自己負担分の一部を助成します(※所得制限があります)。	保険医療課	○	○	○

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生 幼児期	学童期・思春期	青年期
新規 国民年金保険料の免除	国民年金第1号被保険者の方は、産前産後期間の届出をすることで、4か月分の保険料を免除されます。健康長寿課と連携して、該当者の把握を行います。	保険医療課			○
新規 学校給食費の無償化	市内の小・中学校に在籍している児童・生徒の給食費を無償とします。	教育総務課		○	

基本施策4 ひとり親家庭等への自立支援

ひとり親家庭からの相談件数は年々増加しており、支援に関して他部署との連携が重要です。長期化するケースもあるため、関係機関との連携及び情報共有を行い、支援を必要としている対象者に適切な支援を行えるように努めます。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生 幼児期	学童期・思春期	青年期
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭及び離婚を考えている子育て家庭における養育費や面会交流、親権といった子どもの養育に関する様々な問題等について、弁護士による無料の法律相談を実施します。また、母子・父子自立支援員が離婚前から育児や各種手当の認定及び支援制度の利用について相談に対応します。	子育て支援課	○	○	
ひとり親家庭等医療費助成	18歳到達年度末までの子どもがいる父子家庭、母子家庭の者または父母のない子どもが受けた医療費の自己負担分の一部を助成します（※ただし、所得税非課税世帯に限ります）。 子育て支援課と連携して、該当者の把握を行います。	保険医療課	○	○	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の父・母・子どもや寡婦に必要な資金を長期、低利または無利子で貸付け、自立を援助します。修学や療養、事業開始資金等があります。	子育て支援課	○	○	

基本目標2 地域で支える子育て環境の整備

基本施策1 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭同士の交流を促進し、地域の人々が積極的に子育てに関わることができる環境づくりを目指します。また、地域全体が協力し合い、子育てを家庭だけでなく、地域全体の課題として共有しながら、安心して子育てできるネットワークを構築します。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子ども の誕生 〜 幼児期	学童期・ 思春期	青年期
地域子育て支援センター事業	子育て家庭や地域の人々が気軽に交流できる場です。プレイルームには、3歳頃までの子ども向けの玩具が置いてあり、保護者と一緒に気軽に利用できます。また、定期的に交流会や体操教室を開催し、専門のスタッフが子育てに関する悩みの相談に対応します。	子育て支援課	○		○
子育てイベントの実施	子どもの遊びを通して、子ども同士や親子がふれあうひとときを提供し、子育て支援のためのイベントを実施します。 各イベントの参加者数の増加に向けて、子育てアプリやホームページ等で広報を行います。	子育て支援課	○		
子育てサークルの実施	地域子育て支援センターを活動の拠点として活用した、子育てサークルの自主的な活動を関係機関と連携をとりながら支援します。地域における子育てに関する学習機会の場合や情報交換の場合等の支援を推進します。加えて、サークル活動が活発になるよう体操講師派遣を継続します。	子育て支援課	○		
ファミリーサポートセンター事業	育児の支援を行いたい人と育児の支援を受けたい人からなる会員組織の相互支援活動です。地域の中で安心して子育てができる環境づくりを行うことを目的としています。また、習い事への送迎も新たに支援に加え、事業を気軽に利用できることの周知及び提供会員の増員に努めます。	子育て支援課		○	

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生～ 幼児期	学童期・思春期	青年期
地域福祉活動の推進	地域福祉の中心的役割を担う、社会福祉協議会の機能の充実を図ります。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の活動を支援し、地域での困りごとを地域で解決できる体制づくりを目指します。	社会福祉課 社会環境課			○
コミュニティスクール事業(再掲:58頁)	地域で育てたい子ども像を共有するほか、学校、家庭、地域の連携・協力体制を強固にするため、コミュニティスクールの取り組みを発信します。これにより、コミュニティスクールの実効性を高め、地域とともにある学校づくりを推進します。	学校教育課		○	

基本施策2 子どもの居場所づくり

子どもが放課後や休日に安心して過ごせる場所を提供し、親子や保護者同士が自然に交流できる場を作り出します。こうした居場所は、子どもたちがのびのびと過ごし、親同士も支え合える大切な拠点となるため、子育てのしやすい地域づくりの一環として推進します。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生～ 幼児期	学童期・思春期	青年期
放課後児童クラブの充実 (再掲:57頁)	保護者が安心して就労できる環境と、児童に適切な遊び場及び生活の場を提供します。 待機児童数0人を目標に事業を継続します。また、利用者数が多い放課後児童クラブについては、代替施設の確保に向けて調整します。	子育て支援課		○	
保育所・認定こども園・幼稚園の園庭開放 (再掲:57頁)	未就園児を対象に、地域の子育て家庭が常時利用でき、親子で楽しめる場として園庭開放を実施します。また、保護者間の交流と子育て相談について、月1～2回定期的を実施します。	子育て支援課 学校教育課	○		

基本施策3 仕事と家庭との両立の支援

性別に関わらず、仕事と子育てを両立できる環境づくりを目指し、ワーク・ライフ・バランスの向上を推進します。また、柔軟な働き方が選べる職場づくりや、誰もがその個性と能力を發揮できる環境の整備を進めることで、ひとり親の就労支援にも重点を置きます。これに加え、両立支援に役立つサービスの情報提供を強化し、多様なニーズに応じたサポート体制を整えます。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生〜幼児期	学童期・思春期	青年期
ひとり親の職業能力開発と就労支援	ひとり親の再就職、職域拡大に向けて、自立支援教育訓練給付金事業や高等技能訓練促進費事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施します。また、ひとり親の経済的自立を促進するため、ハローワーク等の関係機関と連携し、雇用・労働環境に関する情報を提供するとともに、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課			○
学校教育における人権教育の推進	基本的人権を尊重し、男女平等観を育む児童・生徒一人ひとりを大切にされた教育を推進します。また、グローバル化が進む国際社会の中で、異なる文化や環境にある人々との国際交流活動を推進します。	学校教育課		○	
男性の積極的家庭参画の推進	妊娠届出時に、夫婦またはパートナーと一緒にマタニティ教室への参加を勧めます。また、妊娠届出時をはじめとして、赤ちゃん訪問、健診時の機会に父親の育児参加を促します。	健康長寿課			○

基本施策4 子どもの貧困対策

経済的な困窮に直面している子どもたちが、成長や学習に必要な経験や機会を失うことなく、社会から孤立しないよう、地域全体で支援する体制を構築します。地域が一丸となって子どもたちの健やかな成長と自立を支援することで、貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが将来に向けて平等なスタートラインに立てる環境を目指します。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生〜幼児期	学童期・思春期	青年期
生活困窮世帯への自立支援の充実	生活困窮者自立支援法に基づき、生活や就業に関する支援や相談対応を関係機関と連携し、実施します。生活困窮を抱える人は多種多様な問題を抱えており、一つの問題が解決しても直ちに自立につながらないことが多いため、長期的な伴走型の支援体制を強化します。	社会福祉課			○

基本目標3 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

基本施策1 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

妊娠から出産、そして子育てに至るまで、切れ目のない支援を提供し、母子の健康をサポートします。これにより、子どもと若者が健やかに成長できる環境を整え、保健や医療の面からも充実したケアを提供することで、安心して子育てできる体制を推進します。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子ども 幼児期 の誕生	学童期・ 思春期	青年期
不妊検査・不妊治療費の助成	不妊治療の経済的及び心身の負担への支援を図るため、高額な医療費がかかる夫婦等の不妊治療及び不妊検査に要する費用の一部を助成します。 2019年度から、広島県特定不妊治療費助成額を除いた費用は15万円を上限に、また一般不妊治療費は5万円を上限に助成します。	健康長寿課			○
妊産婦健康診査	妊婦一般健康診査検査券、妊婦一般健康診査補助券、子宮頸ガン検診受診券、クラミジア検査受診券、妊婦歯科健康診査受診券、産婦健康診査受診券を母子健康手帳交付時に交付します(医療機関委託)。 妊婦や家族等の禁煙や健康状況等を確認し、必要に応じて相談、支援を行います。	健康長寿課			○
新生児聴覚検査	出産入院中に新生児の聴覚検査(自動ABR)を行うため、母子健康手帳交付時に受診票を1回分交付し、検査費用を一部助成します。	健康長寿課	○		
乳児一般健康診査 (医療機関委託)	乳児一般健康診査受診票を母子健康手帳交付時に交付します。	健康長寿課	○		
乳児家庭全戸訪問 事業(赤ちゃん・産婦訪問)	生後2か月までの赤ちゃんがいる家庭を保健師が全戸訪問し、赤ちゃんの心身の発育状況の確認を行います。また、赤ちゃん訪問時には、産後ケアや産後サポート等の支援を紹介し、母親の心身のケアにも目を向けながら育児相談を行います。	健康長寿課	○		○

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生～ 幼児期	学童期・思春期	青年期
乳幼児健康診査	<p>乳幼児期の身体の発育や心の発達の確認、むし歯や病気の早期発見を行うとともに育児不安の軽減を図り、子どもの健やかな成長を促すことを目的とします。また、未受診者への受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。</p> <p><4か月児健康診査> 対象：4か月の子ども (2021年4月より対象者を10か月児から4か月児に変更) 医師による健診、栄養士による栄養相談、歯科衛生士による歯科指導、保健師による育児や生活相談を行います。また、全数把握を目標に掲げ、未受診者の受診勧奨を行います。</p> <p>受診困難な家庭には、個別で家庭訪問の実施または保育所等と連携をとり、状況把握を行います。並行して、支援が必要な家庭には、医療機関やこども発達支援センターへ紹介を行います。</p> <p><1歳6か月児健康診査> 対象：1歳6か月から2歳未満の子ども 医師・歯科医師による健診、歯科衛生士による歯科指導、栄養士による栄養相談、発達相談員によることばや発達の相談、保健師による育児や生活相談を行います。また、全数把握を目標に掲げ、未受診者の受診勧奨を行います。</p> <p>受診困難な家庭には、個別で家庭訪問の実施または保育所等と連携をとり、状況把握を行います。並行して、支援が必要な家庭には、医療機関やこども発達支援センターへ紹介を行います。</p> <p><3歳児健康診査> 対象：3歳6か月から4歳未満の子ども (実施内容は1歳6か月児健康診査と同様) 弱視の早期発見のため屈折検査機器を使用して屈折検査を実施します。</p> <p><健診事後相談> 必要に応じて個別相談に対応します。</p>	健康長寿課	○		

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生～ 幼児期	学童期・思春期	青年期
こども発達支援センター事業	<p>就学前の子どもの発達上の課題や、子育ての悩みの相談に対応し、必要な支援を行います。相談対応のほか、親子で参加する教室活動やベビーマッサージ、保育所や認定こども園、幼稚園への支援、関係機関との連携を行います。</p> <p>赤ちゃん教室は、4か月～1歳頃の子どもを対象に、ベビーマッサージや感覚遊び、ミニ学習、相談等を行います。</p> <p>親子教室は、2歳～3歳頃の子どもを対象に、小さい集団での楽しい遊びを通して、保護者とともに全面的な発達を目指します(2020年度から3歳以上児の教室も開催)。これらを通して、母親の育児不安の解消と孤立を防ぐためにも、0歳児期の手厚い支援を継続します。</p>	子育て支援課	○		○
すくすく離乳食教室	6か月の子どもとその保護者を対象に、離乳食初期の基本的な指導やお口のケア、育児、生活等の相談に応じます。	健康長寿課	○		○
予防接種の勧奨	感染症の発症や拡大を防ぐために、赤ちゃん訪問時に接種券を交付し、定期予防接種の接種勧奨を行います。また、健診や相談会の機会をとらえ、予防接種歴の確認を行い、未接種の予防接種についても勧奨を行います。	健康長寿課	○		
小児医療体制の充実	一次小児救急は、市内の小児科及び内科医を中心に対応します。また、新生児訪問時に「こども医療でんわ相談」のカードを配布し、緊急対応時の説明を行います。	健康長寿課	○		
養育支援訪問事業 (再掲:57頁)	出産後間もない時期の保護者が育児ストレスや産後うつ病等によって、子育てに不安や孤立感を抱えている場合や、児童虐待の恐れやそのリスクを抱えている場合に、家庭を訪問して育児相談や栄養相談、簡単な家事援助等を行います。また、必要とする人が利用できるように、対象者の条件緩和や実施体制の見直しを進めます。	子育て支援課			○

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生 ～幼児期	学童期・思春期	青年期
給食等における食育の推進	児童・生徒の心身の健康な成長のため、栄養バランスに配慮した給食を提供します。また、食材の地産地消を推進する中で、地域の産物及び旬の食材への関心や自然の恩恵に対する理解を深めるため、給食だより等の配布により、給食の状況を周知するとともに食育についての啓発を行います。	教育総務課	○	○	
もぐもぐ教室	生後7か月から1歳までの子どもとその保護者を対象に、離乳食(中期から後期)のデモンストレーションを行います。	健康長寿課	○		
妊婦家庭訪問	妊娠後期に助産師が各家庭を訪問し、妊婦の体調確認や出産に向けてアドバイスをを行います。併せて、産後ケア事業の紹介を行い、利用につなげます。	健康長寿課			○



基本施策2 相談体制の充実

子育てに関する情報収集や相談が気軽にできる場を提供し、多くの子育て家庭にその支援内容を広く知ってもらえるよう、積極的に周知を進めます。保護者の多様かつ潜在的な悩みに対応するため、関係機関が連携し、効率的かつ迅速に相談に対応できる体制を整えます。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの 幼児期 誕生	学童期・ 思春期	青年期
妊婦相談・ 母乳相談	毎月1回保健センターで、母乳測定、乳房トラブル、卒乳、妊婦健康診査の結果や日常生活等、妊産婦の相談に助産師等が個別に対応します。	健康長寿課			○
育児相談	毎月1回、すべての乳幼児とその保護者を対象に育児相談会を実施します。この相談会は相談に限らず、身体計測や交流のみを希望される方にも対応しています。また、希望に応じて、歯科衛生士による歯科指導や栄養士による栄養相談、さらには保健師による育児や予防接種、生活に関する相談にも対応します。	健康長寿課	○		○
保育所等の 育児相談	各保育所や認定こども園において、保育士等の子育てに関する相談体制を整備します。また、月1～2回定期的に園庭開放日を設け、育児相談や保護者同士の交流を実施します。	子育て支援課	○		
地域子育て支援 センターにおける 相談事業	月～金曜日(祝日を除く)において、相談事業を実施します。 <母子父子自立相談> ひとり親家庭の方の自立に関する相談の受付。 <家庭児童相談> 子どもの成長発達や不登校の問題、育児上の困りごとに関する相談の受付。 <子育て相談> 子どもの発達や子育てに関する相談の受付。	子育て支援課	○	○	
就学相談	小学校に入学する子どもに心身の不安があり、就学に不安を感じている保護者を対象に相談を受け付けます。すべての子育て家庭に対しては、傾聴と対話によるアプローチを行い、不安がある場合には早期に適切な支援を提供する等、切れ目のないサポートを行います。	学校教育課			○
教育支援センター における相談事業	不登校及び不登校傾向のある児童・生徒の自立支援に向けて保護者等の相談に対応します。	学校教育課		○	
マタニティ教室	毎月1回妊婦を対象に、妊娠中の過ごし方や出産に向けての心構え、赤ちゃんのお世話やふれあい方等についてアドバイスをを行います。	健康長寿課			○

基本施策3 障害のある子どもへの支援

障害や発達に課題のある子ども(以下「障害児」という。)の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できる環境を整えます。子どもたちが適切なサービスを受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種関係機関が連携し、情報共有しながら取り組みを推進します。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生 幼児期	学童期・思春期	青年期
保育所等の受け入れ体制の充実	障害児やその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を行います。 障害児の受け入れに係る加配職員の配置や、障害児保育を担当する保育士の専門性向上を図るための研修の実施等により、障害児の保育所等での受け入れを促進します。また、バリアフリー化を推進し、施設整備の充実も図ります。	子育て支援課	○		
特別支援教育の充実	障害児等特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じ、自立や社会参加を見据えた教育を提供するため、通常学級や通級指導、特別支援学級といった多様で連続性のある学びの場を充実させます。また、必要に応じて教育支援員や看護師を配置し、支援体制を強化します。	学校教育課	○	○	
特別支援教育就学奨励費の支給 (再掲:61頁)	市立小・中学校の特別支援学級に就学する児童及び生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、収入状況に応じて、学用品費、通学用品費、修学旅行費、給食費等の一部を支給します。 国の補助限度単価に準じ、支援を行います。	教育総務課		○	
放課後児童クラブへの受け入れ体制の整備等	集団活動が可能と判断された子どもたちの遊びや生活の場として、障害児の受け入れ、健やかな成長を促すための適切な支援を行います。また、待機児童0人を目標に事業を継続します。	子育て支援課		○	
相談・指導体制の充実	現在、障害児相談支援事業所2か所で相談業務を実施しています。障害児やその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象として、効果的な支援につなげられるよう関係部署との連携を強化します。 障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を、地域の関係機関と連携して提供する体制を整備します。	社会福祉課	○	○	○

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生～ 幼児期	学童期・思春期	青年期
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターの機能を地域の関係機関が担うため、体制を整備します。	社会福祉課	○	○	
こども発達支援センター事業 (再掲:69頁)	就学前の子どもの発達上の課題や、子育ての悩みの相談に対応し、必要な支援を行います。相談対応のほか、親子で参加する教室活動やベビーマッサージ、保育所や認定こども園、幼稚園への支援、関係機関との連携を行います。 赤ちゃん教室は、4か月～1歳頃の子どもの対象に、ベビーマッサージや感覚遊び、ミニ学習、相談等を行います。 親子教室は、2歳～3歳頃の子どもの対象に、小さい集団での楽しい遊びを通して、保護者とともに全面的な発達を目指します(2020年度から3歳以上児の教室も開催)。 これらを通して、母親の育児不安の解消と孤立を防ぐためにも、0歳児期の手厚い支援を継続します。	子育て支援課	○		
保護者サークルへの支援	障害児とその家族の会等の団体へ活動費として補助金を交付します。障害児の自立及び社会参加の促進、福祉の向上を目的として、活動の活発化を図ります。	社会福祉課	○	○	
自立支援医療(育成医療)の給付 (再掲:62頁)	身体に障害のある子ども、または放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある子どもを対象に、当該障害を除去または軽減し、生活能力を得るための必要な医療を給付するとともに、家庭の医療費の負担軽減を図ります。また、その他の医療補助との関係について説明を行い、制度についてさらなる周知に努めます。	社会福祉課	○	○	
障害児福祉手当の支給 (再掲:62頁)	在宅で重度の障害があり、常に介護を必要とする20歳未満の障害児を対象に、3か月に1回手当を支給します(※所得制限があります)。	社会福祉課	○	○	
特別児童扶養手当の支給 (再掲:62頁)	身体、知的または精神に障害のある20歳未満の子どもを家庭で扶養している方を対象に、手当を支給します(※所得制限があります)。	子育て支援課	○	○	
障害児への発達支援等の提供	障害児に通所による療育等の支援を行います。現在、児童発達支援1か所、放課後デイサービス6か所の障害児通所支援があり、年齢や状況に応じて適切な療育が受けられるようサービスを提供しています。また、各施設と連携し、適切な支援を提供します。	社会福祉課	○	○	

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生 ～幼児期	学童期・思春期	青年期
疾病及び障害の早期発見・早期対応	<p>乳幼児健康診査の際に精密検査が必要と診断された乳幼児を対象に、健診事後相談会の推奨や必要に応じて医療機関の受診券を交付します。</p> <p>2022 年度から屈折検査機器による検査を導入し、弱視の早期発見に努めています。</p> <p><小中学生等発達相談会></p> <p>生活や学習等に困難さを抱える子どもに対して、保護者や学校が共通の認識を持った上で、子どもへの理解を深め、必要な対応や支援の在り方について考えることができるように、通っている学校等で発達相談会を行います。</p>	健康長寿課	○	○	
医療的ケア児に対する支援の充実	<p>医療的ケアを必要とする幼児、児童、生徒が必要な支援を受けながら、できるだけ同じ場でともに学ぶための教育環境の構築を図ります。また、看護師の配置や医師会の訪問看護サービスの提供により、安全・安心に就学することができるための支援を行います。さらに、医療的ケア児のコーディネーターや協議の場の設置により、相談体制や関連分野との連携を強化します。</p>	子育て支援課 学校教育課 社会福祉課	○	○	



基本施策4 安全・安心な生活環境の整備

子どもたちを事故から守るため、警察や保育所、児童クラブ、関係団体との協力体制を強化し、総合的な事故防止対策を推進します。また、防犯や防災においても、地域の人々が日常的につながりを持ち、密に連携がとれる関係を築くことが重要です。防災訓練や地域交流を通して、緊急時に迅速に対応できる体制を整えます。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子ども 幼児期 の誕生	学童期・ 思春期	青年期
安全で快適な 道路環境の整備	児童・生徒が安全に通学できるよう、安芸高田市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の安全対策を充実します。また、通学路の使用率が高いエリアを重点対策区域に設定し、優先的に対策を行います。さらに、歩道の新設・拡幅、段差の解消、点字ブロックの設置等、すべての人が安心して利用できる道路環境を整備します。	教育総務課	○	○	○
安全交通教育 の推進	住民の生涯にわたる交通安全意識の向上を目指し、幼児から高齢者までの幅広い世代を対象に、交通安全の啓発や交通安全教室を開催します。 関係機関と連携し、登下校の指導や自転車通学時のヘルメット着用に関する啓発・指導も引き続き強化していきます。また、児童・生徒の安全を確保するために学校環境の整備を進めるとともに、児童・生徒がより安全な行動を選択・実行できるよう、安全教育の充実を図ります。	危機管理課 学校教育課	○	○	○



事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生〜幼児期	学童期・思春期	青年期
子ども110番の家の設置	いざというときの駆け込み避難所となる「子ども110番の家」を設置し、子どもの安全・安心を確保するとともに、世代間交流等を通して、近所の人と子どもたちが顔見知りになる環境づくりに努めます。	学校教育課		○	
青少年健全育成活動の推進	ワンオペ育児解消事業として、親子リトミック事業や相談事業から派生した不登校児童生徒居場所支援の事業を行います。 子育てや青少年育成に関する相談体制は、人権福祉センター相談業務に包括し、個別ニーズに応じた寄り添い支援を行います。	社会環境課		○	○
環境浄化活動の推進	広島県青少年健全育成条例に基づき、市内の書店やコンビニ等を対象に、有害図書の入立調査を継続します。また、課題となっているメディアリテラシー ⁶ については、人権啓発事業に組み込み、市民向けの講座を実施します。	社会環境課		○	○
幼児、児童、生徒に対する防災教育	幼児、児童、生徒が危険を予測し回避する能力を養うために、計画的に教科や学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動を通して、災害に関する基本的な知識や災害発生時の対策を指導します。また、日常的に登下校時の避難行動や避難場所についても指導を行います。	学校教育課 子育て支援課		○	



⁶ 次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。①新聞やテレビ等の内容を主体的に読み解く能力。②情報を効率よく検索し、必要な情報を取り出す能力。③SNS等のツールを通じてコミュニケーションを円滑に行う能力。

基本施策5 児童虐待防止対策等の強化及びヤングケアラーへの支援

児童虐待の防止に向け、すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、持てる力を最大限に発揮できる環境を整えるため、関係機関と連携して支援体制を強化します。また、ヤングケアラーへの理解を深めることで、子どもたちが過度な負担を負わないようにし、大人たちが適切な支援につなげられるようサポートします。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生～ 幼児期	学童期・思春期	青年期
要保護児童対象事業	保育所や認定こども園、学校、教育委員会、市、警察等各関係機関が集まり、年3回の実務者会議ではケースの状況報告及び支援方針を検討します。また、各部署が密に連携をとり、速やかに対処できるように体制を整備します。さらに、ホームページで児童虐待防止を図るとともに、相談窓口を周知します。	子育て支援課		○	
児童虐待相談体制の整備	虐待や虐待の疑いがある場合、相談窓口を子育て支援課に設置し、迅速に対応します。複数の職員が対応にあたり、係内で随時情報を共有するとともに、各関係機関と緊密に連携を図ります。さらに、相談対応を充実させるため、研修を通して対応職員のスキルアップを図り、家庭児童相談員も配置します。	子育て支援課		○	
被害児童の保護	身体的虐待(暴力・暴言)、ネグレクト(育児放棄)等の事例について情報を把握した際は、速やかに北部こども家庭センターと連携を図ります。保護を必要とする事例については、一時保護等の措置を実施します。	子育て支援課		○	
子ども家庭総合支援拠点(仮名)の設置	2022年4月に安芸高田市子ども家庭総合支援拠点を設置しました。子どもとその家族及び妊産婦を対象に、福祉・母子保健等の専門員が相談に応じ、関係機関と連携を図りながら、適切な支援につなげます。また、一体的な組織として子育て家庭に対する包括的な支援を実施する、こども家庭センターの設置を検討します。	子育て支援課		○	○
新規 ヤングケアラーの広報・啓発の充実	学校や地域でヤングケアラーについて理解を深めるため、必要な広報や啓発活動を行います。また、教職員や地域の大人たちがヤングケアラーに気づき、支援につなげます。	学校教育課		○	
新規 ヤングケアラーへの心理的支援の推進	ヤングケアラーが抱えるストレスや不安を軽減するために、カウンセリングを実施します。また、学校や地域で相談できる場所を増やします。	学校教育課		○	

基本施策6 子ども・若者の自殺対策及び犯罪対策の強化

子どもや若者が自殺や犯罪の被害から守られるための対策を強化します。心のケアや相談体制の充実を図り、悩みを抱える若者が孤立せず、適切な支援を受けられる体制を整えます。また、学校や地域、関係機関との連携を深め、いじめやネット上のトラブルから子どもたちを守るための防止策を推進します。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子ども 幼児期 子どもの誕生	学童期・ 思春期	青年期
新規 中学校保健教室 の実施	中学生とその保護者を対象に、命の大切さ等についての授業を行い、心身の健康管理について理解を深めます。	健康長寿課		○	
新規 子どもの相談への 対応	小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童・生徒が気軽に相談できる環境を整えることで、日常的に子どもたちの心のケアを行います。	学校教育課		○	



基本目標4 次代の親の育成

基本施策1 家庭や地域の子育て力の向上

将来の親となる中高生や大学生、そしてこれから子育てを始める世代が、子育てに関する具体的なイメージや知識を深められるよう、子育て中の親子や子どもとの交流機会を充実させます。同時に、地域の人々が積極的に子育てに関わる機会を増やし、それぞれが果たす役割を高めることで、地域全体が子育てを支える温かな環境づくりを推進します。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子ども 幼児期 の誕生	学童期・ 思春期	青年期
中高生・大学生 と幼児・児童が ふれあう機会の 充実	学生インターンシップやボランティアの受け入れ等、大学による子ども向け体験事業等の実施、情報発信を行います。 中学生が学校教育活動において、幼稚園・保育所を訪問し、保育実習を通して保育に対する興味・関心を高めます。	総務課 学校教育課	○	○	○
地域子育て支援 センター事業 (再掲:64頁)	子育て家庭や地域の人々が気軽に交流できる場です。プレイルームには、3歳頃までの子ども向けの玩具が置いてあり、保護者と一緒に気軽に利用できます。また、定期的に交流会や体操教室を開催したり、専門のスタッフが子育てに関する悩みの相談に対応します。	子育て支援課	○		○
世代間交流の推進	保育所や認定こども園、幼稚園、小学校の子どもと地域の高齢者の世代を超えた交流や心の教育を目的とした活動を行います。これにより、世代間の理解と協力を深め、地域社会全体の連帯感を強化するとともに健全な育成を図ります。	生涯学習課	○	○	○
豊かな心を育む 道徳教育の推進	道徳性を養うため、教職員を対象に学校における教科指導のほか、研修会を実施し教職員の指導力向上を図ります。また、グローバル化が進む国際社会の中で、異なる文化や環境にある人々との人権教育、国際交流活動を推進します。	学校教育課			○

基本施策2 多様な体験・ふれあいの機会づくり

子どもたちが多様な体験を通して健やかに成長できるよう、地域や異なる世代、文化との交流の機会を増やします。これにより、子どもの発達を支援するとともに、地域内でつながりを深め、相互理解を促進させます。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの 幼児期 誕生	学童期・ 思春期	青年期
世代間交流の推進 (再掲:79頁)	保育所や認定こども園、幼稚園、小学校の子どもと地域の高齢者の世代を超えた交流や心の教育を目的とした活動を行います。これにより、世代間の理解と協力を深め、地域社会全体の連帯感を強化するとともに健全な育成を図ります。	生涯学習課	○	○	○
体験活動の推進	週末、長期休み等を活用し、昔遊びやワークショップ、自然体験、スポーツ大会等、様々な体験活動を通して他地域の子ども達との交流機会の提供を促進します。	生涯学習課	○	○	
スポーツ活動 の推進	スポーツ協会(旧体育協会)や総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団を中心としながら、サッカーやハンドボール、カヌー等地域の特色あるスポーツ活動を推進します。また、スポーツ協会に活動補助金を交付し、市内各団体や指導者のスポーツ情報の共有化や大会イベント等の積極的な開催により、地域スポーツをより一層活性化します(スポーツ振興を機能的に進めるため、2024年4月に一般社団法人安芸高田市スポーツ協会を設立し、補助金を交付しました)。	生涯学習課		○	○
総合型地域 スポーツクラブ の育成	子どもから高齢者まですべての市民が、生涯を通して気軽にスポーツを楽しみながら、体力づくりや健康増進に取り組むよう促します。また、スポーツに触れ合う環境を整え、豊かな地域コミュニティの形成を目指します。 各種スポーツ大会やイベントの開催を関係団体との協働で実施する等、総合型地域スポーツクラブの育成を推進します。	生涯学習課	○	○	○
文化活動の推進	市民の自主的な文化活動を支援するとともに、市民文化祭の開催の支援や市民のニーズに対応した文化・芸術鑑賞機会を提供する等、気軽に文化活動に参加できる場や機会の充実に努めます。	生涯学習課	○	○	○

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生 ～ 幼児期	学童期・思春期	青年期
地域文化伝承・ 継承活動	神楽やはやし田等、特色ある伝統芸能や伝統行事、祭りを地域の宝として後世に伝えるため、芸能保存会等への助成金の交付やその他補助金の周知を行い、関係団体や地域の活動を支援します。これにより、伝統文化の継承に努めます。	生涯学習課	○	○	○
日本語教室の充実	NPO 法人安芸高田市国際交流協会に委託して、日本語学習支援者向けの研修を実施し、支援者の養成を継続します。これにより、教室の安定的な運営に努めます。	社会環境課		○	○
外国人市民が地域 行事に参加しやすい 地域づくり	多文化共生推進補助金の交付等により、外国人市民が地域行事に参加しやすいイベント運営の支援を行います。	社会環境課			○

基本施策3 健全育成の推進

児童・生徒が社会の一員としての自覚を持ち、変化する社会に適応できる資質と意欲を育むための取り組みを推進します。心身の健康を重視し、たくましく成長できるよう、健全な発達を支援します。これにより、次世代を担う若者たちが自立した社会人へと成長する基盤を築きます。

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生 ～ 幼児期	学童期・思春期	青年期
豊かな心を育む 道徳教育の推進 (再掲:79 頁)	道徳性を養うため、教職員を対象に学校における教科指導のほか、研修会を実施し教職員の指導力向上を図ります。また、グローバル化が進む国際社会の中で、異なる文化や環境にある人々との人権教育、国際交流活動を推進します。	学校教育課			○
福祉教育の推進	福祉や生活に関する課題を学び、積極的に関わる機会を提供することにより、全世代を対象に福祉に対する意識を高めるとともに、ボランティア活動等福祉活動への参加を促進します。	生涯学習課			○

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生 幼児期	学童期・思春期	青年期
キャリア教育等の推進	地域の企業や事業所と連携し、多様な職業や働き方について深く考える学習活動や職場体験を行うことで、一人ひとりの社会的・職業的自立に必要な基礎的な能力や態度を育成し、キャリア発達を支援します。	生涯学習課			○
いじめ対策	安芸高田市いじめ防止基本方針に基づき、県や市、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携のもと、いじめや暴力行為の根絶に向け、生徒指導や相談体制の充実を図ります。	学校教育課		○	
こころの教育相談	スクールカウンセラーや臨床心理士の専門的な視点から、生徒の状況や家庭環境を把握し、悩みの解決に向けて指導や支援を行います。また、教育相談に関わる教職員の研修を実施し、児童・生徒の生活や学習、進路等に関する相談支援を強化します。	学校教育課		○	
不登校児童生徒への支援 (再掲:59頁)	様々な原因で不登校となった児童・生徒に対し、早期家庭訪問の実施やスクールカウンセラー、養護教諭等のカウンセリングを通して、クラスへの復帰や別室登校ができるよう市や県の関係機関及び学校が保護者と積極的に連携を図り支援します。また、教室になじめない、あるいは不登校になりがちな児童・生徒の心の居場所として、SSR(スペシャルサポートルーム)を開設し、相談指導を通して、集団での適応力や登校意欲を高める指導方針を定めて支援します。	学校教育課		○	
引きこもり児童相談・家族教室	引きこもり状態にある児童・生徒やその家族を支援するため、学校や関係機関と連携してケース会議等を開催します。また、情報を共有しながら引きこもり問題への理解を深め、一緒に適切な対応策を考えていきます。さらに、不安や戸惑いを感じている子どもやその家族が同じ悩みを持つ仲間同士で情報交換を行うことで、孤独や孤立を防ぎ、社会参画への支援を目指します。	学校教育課		○	
子どもの相談への対応(再掲:78頁)	小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童・生徒が気軽に相談できる環境を整えることで、日常的に子どもたちの心のケアを行います。	学校教育課		○	

新規

事業	実施内容	担当課	ライフステージ		
			子どもの誕生～ 幼児期	学童期・思春期	青年期
新規 中学校保健教室 (再掲:78頁)	中学生とその保護者を対象に、生活習慣病の予防や命の大切さについての授業を行い、心身の健康管理についての理解を深めます。	健康長寿課		○	
中学校歯科保健教室	中学1年生を対象に、歯科衛生連絡協議会と連携し、歯の健康管理の説明やブラッシング指導を行います。	健康長寿課		○	
奨学金の貸付 (再掲:61頁)	学習の意欲がありながら、経済的理由により学校教育法に規定する高等学校等に修学することが困難な学生を対象に、修学上必要な学資金の一部を貸付けし、修学の途を開きます。また、奨学金利用者が学校を卒業後、安芸高田市に居住している間貸付金の返還を免除します。	教育総務課			○



第6章 | 放課後児童対策の推進

国においては、放課後児童対策について、すべての子どもが安全・安心に過ごせる場所を提供し、豊かな体験や活動の場を拡充することが喫緊の課題としています。これを受け、自治体においても待機児童の解消や放課後児童クラブの質の向上を計画的に進める必要があります。特に、待機児童が発生している自治体は積極的な対策を講じ、学校施設を活用する等、放課後児童対策を強化する方針を明確に示すことが求められています。また、自治体間での連携や地域の実情に応じた計画策定が不可欠であり、地域の実情に即した継続的な取り組みが必要です。

本市においても、放課後児童対策の取り組みをより一層推進させるため、放課後児童クラブの整備を促進します。

(1)放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

放課後児童クラブ		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1年生(人/年)	104	101	84	91	80
	2年生(人/年)	98	86	83	69	75
	3年生(人/年)	111	103	91	88	73
	4年生(人/年)	57	61	56	49	48
	5年生(人/年)	77	61	64	59	52
	6年生(人/年)	26	27	21	22	21
	計(人/年)	473	439	399	378	349
②確保の内容(人/年)		615	615	615	615	615
実施施設数(箇所)		10	10	10	10	9
②-①(人/年)		142	176	216	237	266

※2029年度は児童数の減少に伴い、実施施設数も減少していきますが、施設統合後も確保の内容(定員数)に変動はなく、同程度の受け入れ規模を確保できる見通しです。

(2)小学校の余裕教室等の放課後児童クラブの活用に関する具体的な方策

- 教育委員会、福祉部局、学校関係者と連携して、余裕教室等の実態把握や将来的な活用の可能性について協議を行います。
- 施設の定員数を超える場合は、教育委員会、学校関係者と協議のうえ、余裕教室等を活用する等の対応を行います。

(3)放課後児童クラブの実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- 子ども・子育て会議を活用する等、学校関係者や放課後児童クラブ関係者、保護者等の理解を深めつつ協議を行います。

(4)特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

- 各クラブ指導員等に対し、専門機関による研修機会の実施や必要に応じた支援を行います。
- 各クラブの状況に応じ、引き続き支援員等の加配等を配慮していきます。
- 保護者や学校等の関係機関と連携して適切な対応を図ります。

(5)地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

- 地域の実情に応じて保護者ニーズに応じた開設時間を検討します。

(6)各放課後児童クラブが子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割をさらに向上させていくための方策

- 各クラブの支援員が資質向上研修や、各機関が実施する研修等に積極的に参加し、資質の向上を図ります。
- 地域の実情やニーズに応じて、地域の特色あるプログラムを取り入れる等の取り組みを進めます。
- 運営の取り組みや、スタッフ同士の交流、情報交換、利用者の意見聴取等を実施することで子どもの健全育成を目指します。

(7)各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

- 利用する子どもの保護者との日常的・定期的な対話を通じて、家庭とも密接に連携し、子どもの成長を共有していきます。
- 子どもの学習支援や多彩なプログラムの充実を図るため、地域住民等の一層の参画促進を図ります。



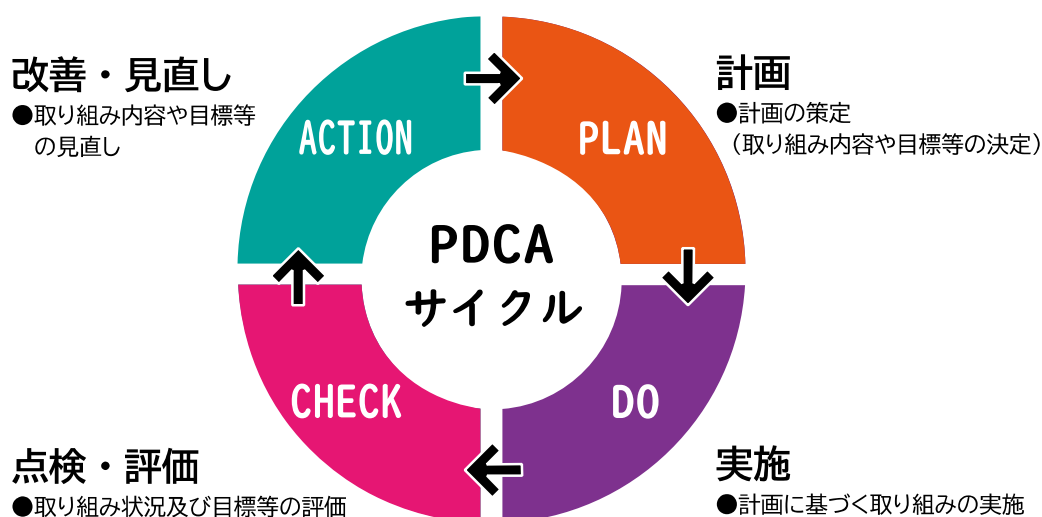
第7章 | 計画の推進

1 計画の推進体制と進捗管理

本計画は、PDCA サイクルに基づき、計画の推進に努めるとともに、施策に関わる各担当課との綿密な情報交換と連携及び調整を図りながら、効率的な推進を目指します。

また、本計画を住民とともに推進していく体制を確保するため、住民参画により構成される「安芸高田市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進捗管理を行います。

【PDCA サイクルのイメージ図】



2 計画の広報・啓発

住民の一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を認識し、計画の目標に向けて地域全体で取り組みを継続していくことができるよう、関係機関への配布やホームページ、広報あきたかた等を活用し、本計画の内容の公表・周知に努めます。

資料1 安芸高田市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 1 日

条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、安芸高田市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験がある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 6 日条例第 46 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 安芸高田市子ども・子育て会議 委員名簿

番号	区分	所属	職	2023 年度	2024 年度
1	安芸高田市 PTA 連合会代表	甲田中学校 PTA	会長	若佐 純誉	秋岡 賢慶
2	保育所保護者代表 (吉田地区)	吉田保育所保護者会	会長	竹本 誠	溝下 智也
3	保育所保護者代表 (八千代地区)	やちよ保育園 保護者会	会長	藤井 正治	田口 香奈美
4	保育所保護者代表 (美土里地区)	みどりの森保育所 保護者会	会長	中迫 美奈	花房 順子
5	保育所保護者代表 (高宮地区)	くるはら保育園保護者会	会長	本多 良樹	松長 将一
6	保育所保護者代表 (甲田地区)	甲田いづみこども園 保護者会	代表	沖田 江里	望溪 葵
7	保育所保護者代表 (向原地区)	向原こばと園保護者会	会長	安部 寿典	陽岡 正教
8	公立・私立幼稚園 保護者代表	吉田幼稚園	会長	小川 絵美	山田 温子
9	子育てサークル代表	協働保育の会 「どんぐりころころ」	代表	平川 望	平川 望
10	安芸高田市保育連盟 公立代表	くるはら保育園	園長	岡野 真寿美	岡野 真寿美
11	安芸高田市保育連盟 私立代表	向原こばと園	園長	○住吉 貴久	○住吉 貴久
12	放課後児童クラブ	NPO法人子育て 応援隊かんがるー	理事長	増田 芳美	増田 芳美
13	公立・私立幼稚園代表	ひの川幼稚園	園長	天清 一光	天清 一光
14	安芸高田市民生委員 児童委員協議会代表	主任児童委員		◎藤田 覚治	◎藤田 覚治
15	安芸高田市	安芸高田市福祉保健部	部長	井上 和志	井上 和志
16		安芸高田市教育委員会	教育 次長	柳川 知昭	柳川 知昭

◎は会長 ○は副会長

事務局

番号	区分	所属	職	2023 年度	2024 年度
1	安芸高田市	安芸高田市 福祉保健部 子育て支援課	課長	佐藤 弘美	佐藤 弘美
2			係長	国広 美佐枝	国広 美佐枝
3			係長	立川 栄理香	立川 栄理香

資料3 策定経過

開催(実施)日	会議名等	内容
2024年 1月26日	第1回安芸高田市子ども・子育て会議	・会長・副会長の選出 ・子ども・子育て会議の目的について ・子育て支援に関するアンケート調査の実施について
2024年 2月15日～3月1日	子育て支援に関するアンケート調査の実施	
2024年 3月28日	第2回安芸高田市子ども・子育て会議	・子育て支援に関するアンケート調査結果報告
2024年 7月26日	第3回安芸高田市子ども・子育て会議	・第3次計画の骨子案の説明・協議
2024年 10月10日	第4回安芸高田市子ども・子育て会議	・第3次計画の素案の説明・協議
2024年 11月27日	第5回安芸高田市子ども・子育て会議	・第3次計画の素案の説明・協議
2024年 12月25日～ 2025年 1月24日	パブリックコメントの実施	・第3次計画案についての意見募集
2025年 1月30日	第6回安芸高田市子ども・子育て会議	・第3次計画の承認 ・概要版(案)の提示 ・パブリックコメントの結果報告

第3次安芸高田市
子ども・子育て支援事業計画

発行：安芸高田市 福祉保健部 子育て支援課

発行年月：2025年3月

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

TEL:0826-47-1283 FAX:0826-47-1282